

平成29年9月26日（火）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○本日の会議に出席した議員

|     |       |     |         |
|-----|-------|-----|---------|
| 1番  | 松野貴志  | 2番  | 今木啓一郎   |
| 3番  | 北倉利治  | 4番  | 鳥居佳史    |
| 5番  | 小川理   | 6番  | 杉原克巳    |
| 7番  | 若園正博  | 8番  | 森治久     |
| 9番  | 庄田昭人  | 10番 | 若井千尋    |
| 11番 | 清水治   | 12番 | 広瀬武雄    |
| 13番 | 堀武    | 14番 | 広瀬時男    |
| 15番 | 若園五朗  | 16番 | くまがいさちこ |
| 17番 | 松野藤四郎 | 18番 | 藤橋礼治    |

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

|        |      |              |      |
|--------|------|--------------|------|
| 市長     | 棚橋敏明 | 副市長          | 早瀬俊一 |
| 教育長    | 加納博明 | 政策企画監        | 藤井忠直 |
| 企画部長   | 広瀬充利 | 総務部長         | 梶浦要  |
| 市民部長   | 伊藤弘美 | 巢南庁舎<br>管理部長 | 松野英泰 |
| 福祉部長   | 森和之  | 都市整備部長       | 鹿野政和 |
| 環境水道部長 | 広瀬進一 | 会計管理者        | 平塚直樹 |
| 教育次長   | 山本康義 | 監査委員<br>事務局長 | 高山浩之 |

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

|        |      |    |        |
|--------|------|----|--------|
| 議会事務局長 | 広瀬照泰 | 書記 | 日比野丸利子 |
| 書記     | 熊崎響  |    |        |

## 開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、本日の会議を始めます。

なお、傍聴にお越しいただきました皆様方、早朝よりまことにありがとうございます。最後までよろしく願いをいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## 日程第1 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日、市長から議案第56号人権擁護委員の候補者の推薦について、そのほか2件の議案が提出され、受理しましたので、後日議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

---

## 日程第2 一般質問

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

10番 若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 皆さん、おはようございます。

議席番号10番、公明党の若井千尋です。

藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って質問をさせていただきます。

まずもって本日、早朝より傍聴に議場のほうに足をお運びいただきまして感謝申し上げます。

報道等で御存じのように、来月の22日には恐らく衆議院の総選挙があると思います。国会においては、しっかりとした政党、また議員の主張を述べていただいて審判を仰ぎ、また国民の皆様が国のかじ取りをしっかりしていただきたい、このように思うばかりでございます。

また、58年前の本日、御承知のとおり伊勢湾台風がこの地を襲いました。私は明けて1月12日生まれですので、ちょうど母親のおなかの中で6カ月ぐらい、母親が一晩中、何かうちの壁が落ちるということを身重の身でありながら支えておったんよとずうっと話をしてくれたことが記憶にあります。きょうはそういったことも含めながら、この地も大きな災害を経験しておる地でございます。そういったことも皆様にちょっと改めて確認をさせていただきながら、本日、私の質問は、6月議会の折にも質問させていただきましたが、瑞穂市の福祉ということ

で、ふれあいホームみずほの運営のことと、さらには自主財源の確保、やはりいろんなことをするにしても、このまちとして自主財源をしっかりと確保しなければいけない、その観点が2点目。3点目は、冒頭にお話ししました災害に備えておく、こういったことをるるお聞きします。最後には、市民憲章が制定されてからしばらくになります、その市民憲章を、やはり市民の皆さんがどう自分たちのものにしていくか、もっともっと市民として、この市民憲章にしっかりと愛着を持って取り組むというか、市の行政においても、ここで暮らすにおいても、市民憲章が何であるかをしっかりと私自身も確認をさせていただく意味で質問をさせていただきたいと思えます。

以下は、質問席に移り質問させていただきます。

最初の質問ですけれども、ふれあいホームみずほの運営についてを質問させていただきます。この質問は、6月議会にも質問させていただいておりますが、いわゆる行政におきましてPDCA、プランを立て、計画を立て、実行する。さらにはチェック、評価をする。そしてアクション、改善をする。こういったサイクルで、いろいろ、行政に限らず組織運営というのは計画の段階から見直されていくもんでございますが、6月議会の折に、このふれあいホームみずほのことを聞かせていただきました。

最初に、この6月の質問で私は、この施設、障害者の方のためのワンストップ窓口の構想について伺いました。このときの森福祉部長の御答弁は、障害者福祉に関する実務や経験のある方と委託できればワンストップも可能である。この施設の日中の活用を検討するという答弁をされております。これは議会だよりからこの文章だけを引っ張らせていただきましたが、日中の活用ということに関して、具体的にどのようなお考えかを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

若井議員のふれあいホームみずほの御質問にお答えをいたします。

ふれあいホームみずほは、障害のある方に宿泊してもらい、自立生活の助長を図るための生活の訓練の場でございます。ワンストップ窓口との併用という考えもありますが、いささか課題があることがわかってきました。議員お考えのワンストップ窓口と一致するかどうかわかりませんが、市が考えている体制は、障害者への相談体制は平成24年度より大きく変わり、25年4月からの障害者総合支援法に引き継がれて、この中で、市町村は地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置できるということになっています。このところ近隣市からも、この件に関して提案が来たりしています。

このセンターについては、瑞穂市の第4期障害福祉計画や、現在策定中の次期の計画等にも引き続き明記していくもので、このセンターの業務は、総合相談、専門相談以外に、障害者の権利に関すること、地域への生活移行や地域への定着の推進、さらに地域相談支援体制の強化

というものがございます。組織としては専門性が求められ、相談支援員、相談支援専門員や社会福祉士、精神保健福祉士、保健師などの専門職が必要となります。この相談センターを単独で設置するのか、広域で設置するのがよいか、また、先ほど御提案がありましたような業務委託による設置がいいのか、ハードとかソフトの面を踏まえて自立支援協議会の皆さんの御意見を取り入れながら、当市にとって一番利便性がある最適なセンターを構築するように進めているところですので、御理解をお願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 私も、単純にと言ったら怒られますけれども、健常者でもなかなか役所に足を運ばれて、内容が異なるとあちらへこちらへということが大変負担がかかるということは、以前から、いろいろどこでもそうでしょうけれども問われております。ましてや障害を持っておられる方が、やはりそこへ行けばいろんなことが問題が解決するというか、事が進むというか、今以上にスムーズに進むようなことを考えての質問をさせていただいたわけでございます。この議会もいろんな議員さんが、やはりソフト面をするにしてもハードがしっかりしているかどうか、今、部長のお話にもありましたように、単独で市で考えていくのか、また広域で考えていくのか、いろいろ考えはあろうかと思いますが、やはりこのふれあいホームみずほという施設があって、今、お話がありましたように夜間宿泊の施設であるけれども、昼間どのような活動というか、どのように活用されておるかということがなかなか見えない部分がありましたものですから、この施設をそういう形に使われたらどうかなということで、今質問をさせていただきました。

次に、利用者の御家族の意見の要望に関してという質問をさせていただきましたが、障害者の自立訓練・生活訓練等を調整し、保護者やNPOと相談の上、日常生活に必要な訓練を行い、障害者の自立成長を進めていく、これも6月の森部長の答弁でございます。今と同じような話になりますが、これも運営されておるNPO法人さん、さらには保護者の方の声というのは、しっかり行政のほうに届いておるのかどうかを確認します。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） ふれあいホームみずほは、建設当時から画期的な事業所と言われ、もてあますような時期もありましたが、現在の背景である子供・高齢者・障害者など、全ての人が地域で暮らし、生きがいをともに作り、高めるといような地域共生社会に、このふれあいホームの役割というのは高いというふうに考えており、地域生活の拠点となるべき活用を考える必要があるのではと考えています。

現在、委託の内容において利用者の割り振りを、その委託を受けているNPOに行っており、その保護者からNPOへの声が届いています。それがNPOを経由するような形で福祉部には

届いてきています。

また今回、障害者計画を含めた2計画を策定に当たりましてのアンケート調査においても、親亡き後の生活についての悩みや助けを求めるような声が多く聞かれています。

また、特に知的障害のある方には、日常生活の自立のための訓練のサービスの支援を求める割合が高くなっています。

そのほかには、知的・精神障害者の家族の会からは、保護者のアンケート結果より明確になったということで、8月に要望書をいただいています。この要望書の中で、ふれあいホームの事業については、指定日時の利用制限から利用者側の希望日に変えていただきたいとか、連泊の要望を受けて対応していただきたいというような声がございします。このような保護者の声を受けとめ、委託をしているNPO法人からも、現在の利用回数ではおおむね3カ月に1度しかない訓練であるために訓練の拡大を図りたいという申し出が届いています。

このような要望や提案を受けて、この10月より今年度の予算の範囲内でこの訓練回数を追加して、できることであれば連泊訓練や、先ほども言われております日中の活動ということで、日中訓練なども可能であるなら実施をしていきたいというふうに考えています。

この事業の拡大により、障害者の方の自立生活の助長を図り、地域で一緒にとともに支え合いながら暮らすようなことができるような、ふれあいホームみずほのさらなる有効な活用につなげていきたいというふうに考えています。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、森部長が答弁されましたことは、私もNPO法人の方から現状を伺いました。変な言い方というか、本当に一生懸命やっていたいておるなというのは、正直なところ、お話を伺いまして一生懸命やっていたいておるなということを感じました。

それで、今、部長が言われたことを確認しながら、実はこれは6月にも確認させていただきましたが、本来であれば昨年まで社会福祉協議会さんが運営をされていて、運営が困難になったから、この春、入札という形で地元のNPO法人さんが運営をされておるというふうに伺ったわけでございます。ただ、御承知のとおり、この9月1日に施行されたというか、岐阜県の最低時給賃金が800円になったということで、それが10月1日から施行されるということ、実は私も小さな商売をやっておりますけれども、面接のときに時給が上がりますよというふうに教えていただいて知ったわけで確認をさせていただいたんですけれども。実は、この岐阜県が10月1日から今の現状776円から800円に、引き上げ金額が24円、引き上げ率は3.09%ということになって、正直なところ、こんなに早く決まったことが実行されるのかなというふうに質問をしましたところ、そういうもんやよというふうに言われたわけでございますけれども、要は、今、部長のお話がありました予算の範囲でということでございますが、このふれあいホ

ームみずほ、本来であれば、ほかのこともありますけれども、やっぱり公的にしっかり運営をしなければいけないという要素もあるような施設やに思います。

そういう意味では、この年度契約の途中で賃金が上がる、これは県とか国の施策だと思えますけれども、そのことに対して、こういう事業が本当に人と人の触れ合い、要するに理屈でも通用しないようなところがあって、やはりこういう仕事に携わっていただける方がおられて初めて運営される。要は、介護であるとか保育もそうだというふうに思えますけれども、こういう途中で最低賃金が変わることによって、もちろんNPO法人さんの運営の内容かというふうに思えますけれども、ソフトということに関して、入札に関して、単純にその契約の内容だけでは見えない部分があると思えますけれども、こういった、くだいですけど、途中で賃金が変わるような体制の中で運営をしていただくことに対してどのようなお気持ちでおられるのか、お考えでおられるのか伺います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） この施設の契約に当たりましては、事前に提案される複数の事業所からの見積もりをもとに当初予算に計上しております。また、入札に当たり、労働基準局の先ほど言われました最低賃金が守られたかどうか、守られているのかというようなこともございますが、その判断というのは難しいものでございます。それは、この施設の1回の勤務時間というのが午後4時から翌朝の9時までという17時間という労働になっています。深夜の勤務体制とか、仮眠の関係とか、専門的な資格を持つ人であるのかというようなことで、単純にこの最低賃金をもとにした人件費で比較できるものかどうか、私どもでは考えられませんというか、判断ができないような状態です。現在のところ、受けていただいておりますNPO法人からも、この最低賃金に関する申し出はございませんが、年度途中のこのような改定ですので、適切に対応をしていきたいというふうに考えています。

そして、今後は、より適正な積算を受託者側、NPO法人にもお願いしたり、市でもある程度そのあたり他市の事例などを参考にして、さらに適切な委託と運営ができるように努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、細かいことは部長から確認しましたが、今議会の13日に行われました総括質疑で、提案されております議案第38号の岐阜市及び瑞穂市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についての質問に対して棚橋市長は、しっかりとした福祉を行っていききたいというふうに答弁をされたように記憶しております。利用者さんの御家族の声というのは、今、部長のお話にもありましたが、もっとこの施設を活用したいというお声が出されておるといふように伺っております。その施設を運営しているNPO法人も、運営上のことで

市に対しても要望をされているというふうに今も確認させていただきましたが、聞いております。くしくも、先ほど言ったこのタイミングで県は最低労働賃金の改正を行って、10月1日から施行していく。もう利用したいという声が多くあっても、そのお声に十分応えていけるかどうかというのが心配だという現状も聞いております。

そういった意味で、今はもう答弁があったか確認ですけれども、この入札ということに関しまして、ハード面とソフト面、非常にちょっと今、難しい部分かと思えますけど、このソフト面というようなこと、要するに人がかかわる仕事に対して入札をするべきかどうか、そういったことに対して行政のお考えを伺いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） ふれあいホームみずほの運営については、運営の業務委託契約を結んでいます。行政事務の業務委託とは、国や自治体が行う事務事業の一部に必要な監督権限を留保した上で、民間の団体、企業・個人などに委託をするということになります。ただ、この委託契約というのは、民法における典型的な契約というのが13種類ございますが、売買とか雇用とか請負とか、その中にこの委託契約というのはございません。そのため、この委託契約というのはこうであるというような法律上の定義もありませんということで、ただ、現実的には実際の請負契約とか委任の契約に近いというふうに考えています。

ふれあいホームみずほの運營業務委託は、一定の事務を処理するための統一的な役務を提供する委任契約に該当するということと判断しておりますので、ソフト的な労働も含めたものになっているということで理解をしております。ソフト的な労働を業務委託契約と区分したり、その報酬が日数や時間で算出するような入札をすることになりますと、人件費の削減とか雇用の問題にもなり、雇用契約にも該当してくると思います。さらに、指揮命令権の関係なんかもあり、運営に支障を来すというふうに考えられており、注意を払っていかねばなりません。

先ほどの答弁とも重複しますが、今後はより適正な積算を受託者側にもお願いしながら、市としてもそのあたり、ほかの事例を参考にしながら適正な委託をして、さらに運営ができるように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 要するに、本当に支える側という立場で、本当に担い手さんがなくなってしまうようなことであれば身もふたもないような話になるかと思えます。先ほどお話ししましたように、これはこのことだけに限らず、介護であるとか保育であるとか、そういったことも同様かと思えますが、要は、現場でやっていただいております方は本当に御苦労なさっておるということは、お話を伺えば伺うほどそう感じる次第でございます。

先ほど市長の言われる、そのしっかりとした福祉というものが、岐阜市との中枢都市の連携



でできるかできないかは別なんですけれども、よく耳にすることというのは、この瑞穂市は福祉がおくれておるんやないかねというようなことを聞くわけでございます。どこと比べてどうというのは別なんですけれども、この点について、他市町と比べて当市の福祉事業に関しまして、早瀬副市長、どのように考えておられるのかを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 福祉について他市町とどうかということだと思いますけれども、いろいろと子供さんからお年寄りまでの福祉対策というのが大体出そろってきたかなと思っています。私たちも福祉に携わったころには老人福祉などについても、今でこそ、デイサービスとか特別養護老人ホームとか、普通に介護保険事業も皆さんに周知ができました。そうした中で、障害者については平成25年ぐらいから、いろんな相談事業とかいろんなサービスが提供されてきたということになろうかと思っています。

ですので、大きな市町村であれば障害者とか病後児保育とか、いろんな特別な事業というのは、やっぱり対象となる人が多いですので、どうしても早くなるかなという部分がございます。瑞穂市でもそうした方がどんどんふえてきておるということで、その対応をしっかりとしないかと思っております。

ですので、やはり大きな都市とは、ちょっと一歩おくれてくるかもわかりませんが、私どもの市の職員、社会福祉協議会の職員が力を合わせて、やはりしっかりと状況を把握して対応していかないかと思うしておりますし、私どもの職員の窓口の対応においても、やはり市民の皆さんが本当に気軽に相談できる対応をしっかりとできるような体制を整えていかないと、いろんな御意見等がまだまだ私たちの耳にしっかりと届いていないのではないかなと、そんなことを思っております。ですので、進んでおるか、おくれておるかではなくて、やっぱり社会の流れに合わせてきちっと対応ができるように私どもの体制も整えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） そうですね、大きい小さい関係なく福祉を充実させていく。

きのうも、ある障害者の方の団体さんのほうから、いついつちょっとこういう会合があるから来てほしいということ、人を介在して私のほうへ連絡いただきました。オブザーバーというか、どんなことをやっておられるのかを伺いに行きますという、もちろん何も言うこともございませんので、その返事をしましたところ、大変にそうやって見ていただくだけ、聞いていただくだけでもありがたいですというお答えをいただいて、その初めての会に来月参加させていただきますが、やはり私たちもしっかりと、そういう障害を持っておられる方、また御家族のお声をしっかりと聞いて行政にお届けしていきたいという思いでおりますので、よろしくお

願いたします。

もう一点、この障害者の方の運動会に参加させていただいた折、それこそ福祉部長と一緒にだったんですけど、みずほのストレッチの体操ですか、非常にいいなというふうに思いながら、なかなか浸透していないなという思いもあって、そういったこともいろんな機会を通じてもっともっと広めていければいいなというふうに思いましたことをつけ加えさせていただきまして、次の質問に移ります。

次は、自主財源確保についてということを質問させていただきますが、行政の方にまず伺いますけど、この「日本への遺言」という本を御存じの方はおられますか。議員の方で御存じの方はおられますか。傍聴の方で御存じの方はおられますか。

済みません、これは私も実は紹介をされまして、この本を何遍も読めればよかったんですけど、さらっとだけ読ませていただきましたが、要は鹿児島県の大隅半島にある鹿児島県鹿屋市の串良町柳谷地区というところの通称「やねだん」と呼ばれる小さな集落が、過疎化が進む限界集落であったのが、アイデアあふれるリーダー豊重哲郎さんのもとで生まれ変わった。行政の補助金に頼らず自主財源を築き、土着菌堆肥からサツマイモ栽培、焼酎開発にトウガラシ栽培で、オリジナル商品を日本のみならず世界に販売して話題になる。たまった資金の中から集落への全世帯に1万円ずつ支給し、ボーナスの出る村として注目をされた。やねだんは現在、年間5,000人から6,000人が視察に訪れる注目の集落へと成長した。地域再生の神様と呼ばれる豊重哲郎さんの20年間の闘い、その軌跡をたどるといった本でございます。

紹介をすると時間がありませんけれども、私、今回、この自主財源ということ、いろんな議員さんがいろんな形で、何をどんな事業をするにしても、やはり財源があるかどうか、こういったことはいろいろ質問等あるかと思えます。企業誘致であったり、観光であったり、いろんな捉え方はあろうかと思いますが、まず、本当に少子・高齢化、これは300人ぐらいの、瑞穂市で言えば自治会のようなところでこのリーダーが、今言った、自分たちでアイデアを出しながら自主財源をつくっていくという内容でございますが、石破茂さんが最初の地方創生大臣になったときにも視察に行かれたということも書いてあります。そんな中でこの本を、きょう、この議場の中におられる方は確認をさせていただいたらどなたもおられませんでした。本当に読んでいただくといいのかなというふうに私は思いました。

そんな中で、昨日、北倉議員が話をされておりましたが、私も8月の終わりに北倉議員と清水議員と九州熊本の震災から1年数カ月、また福岡県の朝倉、大分県の日田市が7月の終わりにゲリラ豪雨で大変な被害に遭われたところを見てきました。このことはまた後でも確認させていただきますが、その折に瑞穂市のパンフレットをお持ちしたんです、用意していただいて。このパンフレットを向こうの議員さんに見ていただいたところ、内容も見えていただきながら、平山さんのことしか話題にならないんです、この内容で。さらに、私も何回も何回も見させて

いただくと、このまちが本当に利便性のいいまちだということはよくわかるんですけども、このまちに来ていただいてお金を落としていただくということが、非常に何かもう全然網羅されていないような気がしてならなかったわけです。私だけかもしれませんが。

そういった意味で、今回は細かいことではあるかと思いますが、要はこの本で教えていただいたことというのは、この地域にある隠れた財産、そういったものを本当に皆さんで探して、知恵を出し合って、活用してこのまちの自主財源にしていくというような観点から、1点は、PLANT-6さんの西側の駐車場、非常に大きなというか、この瑞穂市においてはあります。県の消防操法大会では1日お借りしたというような経緯、またマルシェなんかを活用されるときには使っていただいております。先日もフリーマーケットか何かで、これは民間のほうだというふうに伺いましたが、台風が来る中、土曜日・日曜日、なかなかお客さんが来られなかったとか言いながら、私、月曜日に行かせていただきましたけど、非常ににぎわっておったように思います。

ですから、いろんな形で活用がされておるとは思いますが、そういった単発の活用ではなくて、この駐車場を、今、日帰りのバスツアーのブームというかわからないですけど、やはり高齢者の方でお金を持っておられる方が時間があってというようなことを言うと切りがないけれども、日帰り旅行バスツアーが非常にチラシなんかでも見るわけですけども、この犀川地区のPLANT-6さんの西側の駐車場の活用として、バスツアーの発着点に使ったらどうかというような市民の方の声をいただきました。十分な勉強をしておりますけど、こういった市民の方のお声の代弁者として伺うわけでございますが、この駐車場の活用、この意見というか提案に対して、どのようなお考えであるか、お聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの若井議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問にありました件でございまして、地域未来投資促進法というお話も書かれておられて、地域を稼ぐ力ということで質問されております。その点も踏まえながら少しお話ししたいと思います。

地域未来投資促進法とは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律のことで、観光・航空機部品など、地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取り組みが全国津々浦々で活発になることで、地域経済における稼ぐ力の好循環の実現を目指し、平成29年7月31日に施行されたところでございます。詳しくは、国が将来の市場規模拡大に見込まれる成長分野などの先進性を確認した事業にさまざまな支援をするものでございます。

この施策の考えは地方自治体にも共通しており、本市が平成27年度に策定した瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、人を育む、仕事をつくる、交流・にぎわいを生み出すと

の地方創生の観点からも、地域やその場所の特徴を生かした地方の稼げるまちづくりを推進し、それらの趣旨に沿ったチャレンジ的な事業に対しても積極的に支援を行い、さらなる発展に向けて進めるべきだと考えております。

議員の御質問の P L A N T - 6 の西側の駐車場は、株式会社 P L A N T 様が来客用駐車場として使用されている場所かと思われます。日帰り観光バスの発着点としての活用は、来客用駐車場としての利用以外の新たな活用方法の展開ですが、このような活用をすることで、株式会社 P L A N T 様にとって何らかの効果を生むことができれば実現可能な提案ではないかと思えます。市としまして、大規模商業施設の集客力を生かした地域活性化拠点の機能向上につながるものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、広瀬企画部長に答弁いただきました。本当に P L A N T さんにとってどういうプラスがあるのか、これはわかりませんが、例えば日帰りツアーで帰ってこられたお客さんが、ちょうど夕飯時やということであれば、P L A N T さんでお買い物をして帰っていただく、そういったことも考えられますし、この冒頭に言った、市長がよく言われるこのまちの利便性というのは、公共交通機関というか、J R さん以外は、そのバスということで考えると、例えばインターの羽島駅、また羽島インター、さらには安八にもスマートインターができるということで、この本巣地域の一番南に位置するこの瑞穂市の立地条件にも非常にいいと思ったので提案させていただきました。

要は今、企画部長がおっしゃったように、本当にマッチングだと思うんです。防災ボランティアに今入らせていただいていますけれども、もし瑞穂市で災害があったときに、ここにいろんな若い方がボランティアで来ていただいたとしても、受付の人たちが全然地域のこともわからないとか、どういう仕事ができる方がどこへ行っていただければ一番より効率的に動いていただけるか、これは当然、このことに限りませんが、このマッチングが非常に大事になっていく。ですから、この自主財源の確保も、本当に先ほどお話ししたように、市の隠れた財産を探して生かして活用していく、知恵を出して活用していくということが非常に重要なと思いますので、可能性のない話ではないということでしたが、そこを取り持つのが行政かというふうに思いますので、しっかり今御答弁いただいたように、知恵を出してお願いしたいな、一つの提案を取り入れていただければ、考えていただければというふうに思います。

同じように、きのうも質問がありましたが、中山道の活用というか、これも市長、本当にきのうから市長が議員時代にとかといって、いっぱいいろんな議員さんが、熱い人やったとか言いながら、もう今は熱い人やないみたいな言い方をされましたけど、そんなような話の中で、

中山道のことも非常に言っておられた記憶があります。

先日、また議員の有志と、今度、小簾紅園の清掃をさせていただいた折、私ももう二十何年ここに住んでおりますけど、小簾紅園の西側にあんな立派な池があることを正直言って知らなかったんです。清掃しながら、小簾紅園は呂久地域の方が管理しておられるのかなと思いつつながら、わからないですけど、もうちょっときれいな池ならいいなというふうに思ったのが正直な感想でございました。

関にあるモネの池とまではいきませんが、でも、たくさんの方が土・日に、ここ中山道沿いを歩いておられる、ウォーキングをしておられて、小簾紅園というのは本当に呂久地域の方を中心に、この瑞穂市が、本当にパンフレットでも、当然日本中に発信できる公園ということでやっておられるわけですが、その公園の整備、きのうも質問があったかと思いますが、この整備も含めて、さらには、きのう鹿野部長からも、若園五朗議員の質問に対して中山道のことを何点か考えておられましたが、そのことも踏まえて、私1点、この中山道を活用する場合に、自分の記憶が正しければ、小簾紅園さんもトイレがあって、これは今度、洋式化になるというお話がありました。さらに東のほうへ歩いてくると、巢南庁舎のところにも外部トイレがある。それから今度、ずうっとこちらのほうへ歩いてくると、どこかに外部トイレがあるのかなというふうに思うわけですが、やはり観光で来ていただける方という意味がどうかわかりませんが、やはりこのまちに来ていただいて、このまちの中山道を歩いていただく方たちに、トイレもなければ休憩できるところもない。さらには、先ほど言ったように、ここでお金を落としていただけるような施設がない。こういったことも含めて、この中山道の小簾紅園も含んだ整備について、どのようなお考えなのかを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 若井議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず現在、自主財源の確保を目的とした小簾紅園内での買い物目的とした整備というのは考えておりません。小簾紅園の誕生の歴史を考えますと、和宮様の御渡船を記念して、その記念碑をつくりたいということが始まりと聞いております。その後、昭和4年の4月に完成の除幕式が行われ、現在の自然豊かなモミジ等の樹木と各種石碑が保存されておりますので、この風景を保存していくことが必要な場所というふうに考えております。

池の整備という御発言がありました。まさに池、それから西側にあります、豊後川と言われるそうです。非常に趣のある名前です。こういった公園からその渡船を連想されるような水辺へのアプローチの整備というのは必要だというふうに考えております。

あとは、東側にあります休憩所につきましては、今後、散策者の利便を考慮した自販機等の設置等も考えていきたいと思っております。

トイレの御質問ですが、おっしゃられますように、沿線には西部複合センターとか巢南庁舎、

公園等にも外部の通りにトイレがあります。今後、大月の多目的広場の施設整備に当たりましても、やはりトイレ等も出てくると思いますので、そこへ案内するような案内看板を設置しまして、トイレの洋式化を含めた改修が必要な場合には、その際、整備を図っていきたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） やっぱりこのまちに来てお金を落とさせていただけるようなお店があったらいいなと言えないんですけれども、何かそういったこともまた考えていただければというふうに、市長、何かありますか。ちょっとでいいのでお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） たくさんの御質問がありますから、単純に御回答申し上げます。

昨年、こんなことがございまして、身体障害の方々が小簾紅園のほうを通られました。そのとき、トイレがあるから休憩したいということになりまして、どうしても身体に障害のある方々ですので、洋式のトイレが欲しいなということもそのとき聞いたんですが、そのとき偶然です。地域の方々が、この柿を持って帰ってもらってもええよということで、何袋かを無料でということで、柿を待合所に置いていただきました。そうしたら、人数が多かったもんですから、もう全部持って帰りたいということになってしまいまして、ところがその方の中に1人、身体に障害のある方ではございますが、大垣の市議会議員さんがおられまして、全部持って帰ってええのかねと、そんな話が出てきまして、いや、こちらのほうは別にそういうふうでやっているわけですから持って帰ってもらってもいいですよ。でも、次の人には全く何もなくなりますよということで、そんなことでお電話があったんですが、やはり休憩するには最高の場所だということで、トイレですね、早速それで洋式化。

それで、ちょっと一部忘れていたのがバリアフリーのことですが、それも早速追加して、バリアフリーに階段のほうはさせていただくということをやっていくんですが、さらに自販機を置かせてもらって、その自販機の状況を見ながら、地域の方ですね、どなたか多少なりとも管理できる方が出てきそうな感じになってきております。どなたかという名前までは、ちょっと個人情報で言えないんですが、そんな方が、せんだっても伺いましたときに、二、三の方から、私、いろんなことに力をかけてもいいよと言ってくれていますので、さらに、手土産的なものが何か置けるんじゃないか。

もちろんそのお金に対しては、ぼこんと置いていくだけのお金になってしまうかもしれませんが、でも、そういったところから少しでもお客さんが来ていただけるような施設になっていけば、小簾紅園がそのようになっていけば、今度、美江寺のほうも、宿場の美江寺のほうもなぶっていくことができますし、なおかつ、一応あいております生津のもとの農協の跡、本田に

なりますかね、このところも今、資料館として物を置かせてもらっていますが、そこにトイレがございます。このトイレも直せば何とかなるという状況がつかめておりますので、そういったところから、先ほど御提案のありましたところへ一つ一つ向かっていけるんじゃないかなと思っております。何分にも、本当に昨年、身体の障害のある方々が多人数で寄って、本当にちょうどいい場所だということが、私たちにとってみたらいい情報をくれたんじゃないかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） やっぱりどこかにお店があったらいいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

都市鉱山と言われるレアメタル、これは私、以前、意見書等を出させていただいたこともありますが、この小型家電、特に携帯電話等の回収ボックスを庁舎に設置して、広く市民の方にPRするべきではないかというふうに考えますが、以前、平成26年の12月議会におきましてこの質問をさせていただきましたところ、当時の環境部長の御答弁は、当市は、市民の方に美来の森に持って行っていただくというような答弁であったかと思えます。

それで調べてみますと、たしか小型家電等の美来の森に行って、平成26年の11月末から施行し、8カ月で25トン、約50万円の売り上げがあったというようなことを聞きました。これは、ことしの28年度の決算報告書で確認をさせていただきますと、この18ページに廃棄物の売り払い収入というのが917万円ほど計上されております。この中で、要は各市町に行きますと、こういう小型家電の回収ボックスって、大概どこでも置いてあるわけなんです。要するに、この当時の答弁が、美来の森に持っていただくということが考えではなく、本当に行政サービスということを考えるなら、市民の方が役場なんかへ集ってこられたときに、本当に携帯なんか小さいものですが、本当に、今お話ししました都市鉱山と言われるこのレアメタル、これが瑞穂市の財源になるかわかりませんが、そういったものが役場に来ていただいたときにに入れていただいて回収させていただく、こういったことが行政サービスではないかなというふうに思いますけれども、今、数年たちまして、環境水道部の広瀬部長のこのことに対してのお考えを伺いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） おはようございます。

それでは、若井議員の質問にお答えさせていただきます。

小型家電の回収につきましては、平成25年4月に小型家電リサイクル法が制定されまして、小型家電に使用されているレアメタルなど希少な金属の再資源化を促進するため、小型家電の

回収が行われるようになりました。瑞穂市では、携帯電話を含みます小型家電に関しましては、今おっしゃられたように粗大ごみの袋によりまして、ほかの粗大ごみと一緒に回収しております。その後、美来の森や巢南集積場において分別されまして、小型家電を法で定められた認定事業者に引き渡しております。

引き渡しの際の引き取り価格につきましては、小型家電はレアメタルなど金属だけを引き渡すのではなくて、そのまま解体されずにプラスチックなど、その他の素材も含めて引き渡しをしておりますので、飲料缶とかアルミ缶、ああいったもののような高額な売り払い価格は望めていないことに加えまして、その運搬費用が発生しておりますので、実質、希少な金属を少しでも多く再資源化することを目的としております。

また、少しでも自主財源を確保するということにつきましては、今、単価としては安いんですけれども、小型家電に限らず検討していくものと考えております。

また、環境省では現在、平成29年4月から、東京オリンピックで使用するメダルにつきまして、使用済みの小型家電リサイクルの金属から作成します「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」というものを実施しております。これに瑞穂市も参加しております。スポーツに関連するということもありまして、生涯学習課が管轄しております市民センターと巢南の公民館のスポーツ施設等の利用の受付に回収ボックスを6月に設置させていただきました。

このプロジェクトを機に、回収率の様子を見て、ほかの施設にも回収ボックスの設置を検討していきたいと考えております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 要は回収ボックスが、あちらこちらとは言いませぬけれども、人の集うところに、市民の方が集うところであればよりいいのではないかなということで確認をさせていただきました。また、その様子を確認させていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

先ほど自主財源の話をしていただきながら、やはり何か部長クラスとこういうふうには話をするわけでございますけれども、余分なことではないと思いつつながら、やっぱりやらされておる感ではなくて、本当に自分の受け持った部署に対してどういったことが財源になっていくのか、本当にそういったことを常日ごろ考えておられるとは思いますが、やっぱりもっともつとそのことに関しましては持っておられる力を発揮していただければというふうに思います。

防災の話に移りますが、先ほど視察に行かせていただいた話はしましたので、一番実はこのことで喜ばれたのは、あんたらは政務活動費がないで実費で来たんかね、すごいねとか言われながら、そのことが非常に向こうの議員さんなんかと話が合ったのが現状でございますが、当



然、議員という役職を拝しておれば、現地に行って見聞きしてくる、教えていただく、そういったことで学んできたことは非常に多いわけでございます。

今回ちょっとお聞きしたいことは、瑞穂市のハザードマップなんですけれども、実はこれは、以前質問させていただいたときに初版が平成20年であったような気がします。私は20年の4月に議員にさせていただきました、何度かハザードマップの活用に質問させていただきましたが、24年度版も出されました。そのときに、一面の裏表が片方張っちゃうと片方が見られないから活用が悪いんじゃないですかということの質問をさせていただいて、たしかそのときに25年度に新しい、いろいろデータを取りながら作成をさせていただきますといったような答えをいただいていたと思うんですけれども、29年になって新しいマップが出ておりません。

先に自分の質問へ行っちゃいますけれども、やはり災害時に市民の方がどのような情報を活用していくかという、やはり今、ゲリラ豪雨等が非常に多くなっておる中で、年々とは言いませんけれども、やはり4年、5年たちますと状況も非常に変わってきておるのではないかなというふうに思います。ハザードマップというのは、市民の方の災害に対しての大変有効な情報をとる活用の部分だと思うけれども、このハザードマップのその後はどうなっておるのかを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいま若井議員からの御質問で、ハザードマップの作成の状況についてお答えをさせていただきます。

洪水ハザードマップにつきましては、御質問にもありましたように、平成24年3月の改訂から更新を行っておりません。これは、洪水ハザードマップ作成の基礎データとなる国・県が作成する浸水想定区域図の発表を待っているのが主な理由となっております。国等から浸水想定区域図が更新されると情報をつかんでいたことから、洪水ハザードマップを更新する際に最新のデータ利用が不可欠と考え、情報収集に当たってまいりました。

その結果、国においては昨年12月に新しい浸水想定区域図が発表され、長良川、揖斐川、根尾川、伊自良川における、おおむね100年に1回程度の確率で発生する洪水と、おおむね1,000年に1回程度の確率で発生する洪水以上を想定した2種類のデータと、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水継続時間などの今回新しく発表されたデータを把握することができました。しかし、県管理河川である犀川、糸貫川等においては、国の管理河川の改訂を受けて着手した状況にあり、瑞穂市の洪水ハザードマップの改訂には、全ての河川の浸水想定区域図のデータをそろえる必要があることから、もう少し時間をいただきたいと考えております。

県の作成状況を注視しつつ、必要なデータがそろった段階で、近隣市町の作成状況や作成方法、最新の知見を取り入れつつ、できる限りわかりやすく見やすいハザードマップの改訂を進め、市民の皆様への配付をし、周知を実施してまいりたいと考えています。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） これは9月19日の新聞でございますけど、地震対策ということで、岐阜新聞でございますが、できる限りの備えが必要であると。そのような内容に、防災対策は迅速な避難体制づくりや耐震改修の促進など、被害を減らす短期的な対策と長期的な視点の取り組みの2本立てであるべきだ。まちづくりの責任者である首長のリーダーシップの発揮が一番求められるのは言うまでもないというふうに書いてありました。これは当然、市長も御判断されることと思いますが、やはりそういった部分、冒頭でお話ししましたように、市民の方の判断になるというのはハザードマップで、できない理由が今、国とか県の内容であるということでしたが、やはりこのまちの弱点は、しっかり市民の方に周知徹底をすることが必要でないかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

少し時間がなくなってきましたが、もう一点、この前、呂久地域と神戸町との災害協定が結ばれたということで伺いましたが、その内容を、少し詳細をお伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 先般、協定を行いました神戸町との内容について御説明をさせていただきます。

瑞穂市では災害に備え、さまざまな企業や団体等と応援協定を締結しており、災害発生時には物資の供給や役務の提供を要請することとしています。その取り組みの中で、平成29年8月23日に、安八郡神戸町と災害時における越境避難に関する協定を締結いたしました。本協定は、風水害、地震等が発生し、また発生するおそれがある場合において、瑞穂市から神戸町への越境避難に係る協力の内容及び円滑に一時避難できるよう、必要な事項について定めています。

具体的な地域として、揖斐川を隔てた瑞穂市の呂久地区を越境避難地域として、神戸町立下宮小学校を避難施設としています。

手続としては、呂久地区の住民が神戸町へ避難する必要があると認めたときは、瑞穂市から避難者の受け入れを要請し、神戸町から承諾の報告を受けます。瑞穂市と神戸町は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとしております。

なお、本協定の締結には、瑞穂市及び神戸町だけでなく、下宮地区の校区代表の方にも御理解、御尽力をいただき、締結式の間では、人道的な立場から当然であるとお言葉をいただきました。瑞穂市としても、神戸町並びにその地域の方に御理解いただけたことに大変感謝申し上げます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） これは新聞で見させていただいて、呂久地区の方だけが知っておられ

ればいいという問題ではないと思いましたが、この議場で確認をさせていただきました。

時間の関係で最後の質問に移ります。

市民憲章の碑の設置ということでお伺いしますが、この質問で、けさ一番に先輩議員から、おまえは市民憲章を言えるんかと言われてまして、済みません、すつと言えなかった自分がおりますが、市民の方がこの市民憲章を目にするのはいろんなイベントごとであるときとか、また市勢要覧であるとか、さらには行政からいただく郵便物の裏なんかで見ただけでございますけど、もうあと1年、2年したら合併15年というふうになります。やっぱり市民憲章、これも市長が本当に議員時代に議場でたくさん何度も質問された案件かと思えますけど、もっとやっぱり市民の方に広く目にとまるように、例えば庁舎であれば、本当にどこでも石碑のような形であるかと思えます。あそこまで行くかどうかわかりませんが、この市民憲章が広くもっともっと市民の方に行き渡るように、どんなお考えを持っておられるのかを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 若井議員の御質問にお答えいたします。

平成20年に制定されました市民憲章は、瑞穂市の将来のあるべき姿を示すもので、市民と行政が力を合わせて、その実現に向かう意欲を表明するものであり、市民一人一人がふるさとへの誇りと愛着を持ち、住みよいまちづくりに参加するための行動の目標として、市民の心のよりどころとするものです。

議員の言われるその市民憲章の啓発には、市として重要なことだと考えていますし、今回、こういった場で質問していただけることにも感謝申し上げる次第でございます。

そこで、市民の目にとまる場所への設置ということですが、議員の言われる封筒以外にも、コミュニティセンターや総合センター、図書館などの入り口、ロビーなどに額縁を提示していますし、また子供たちへのふるさとへの誇りや愛着を持っていただくために、学校や保育所の職員室はもちろんのこと、教室や保育室にも額縁を掲示しているところです。

なお、穂積庁舎においても、正面玄関を上がりまして2階に電光掲示板が表示されておりますが、そこでの一つの市民憲章の表示もし、PRに努めているところでございます。

また、青少年育成市民会議や成人式など、多くの市民が集まる場においても、その次第等に印字し、市民憲章を広く啓発し、唱和を行っているところでございます。

今後、市民一人一人がふるさとへの誇りと愛着を持っていただくため、さらなる市民憲章の啓発には努めていきたいと考えております。

なお、石碑につきましては、今、議員も言われましたが、市制15周年を迎えるところではございますが、20周年など大きな節目などに考えていきたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） ありがとうございます。

最後に、もう一度この本に戻りまして、最後、1小節だけ読みたいと思います。

財源のことですけれども、国は、歳入がないのに歳出から予算を決定しているが、これは逆だ。まず大切なのは歳入だ。零細企業であろうが、大企業であろうが、自営業者であろうが、農家であろうが、収益を得て、確定申告をして、納税するのが当たり前です。財源があるから今、孤独死対策が必要だといって政策が出てくる。人を助けるには財源がないとできない。ところが今、国はお金のかかる政策を打ち上げて国債で賄っている。やねだんで、やねだんというのは通称ですけど、そんなことをやったら、私は自殺行為のリーダーだと思われそうですよ。集落の人から、何だ、この人は哲郎というんですけど、哲郎、アイデアばかり出して誰が金を出すのだと言われて、集落の人たちはそっぽを向きますよと。

早口でざっくりになっちゃいましたけど、要は、本当に財源が自分たちの知恵を出して、先ほど言った隠れた財産をしっかりと探し出して、知恵を出して活用していく、そういったことに本当にもっと、議員もそうですけれども、市民の方のお声を代弁しながら、行政の方には受け持っていておる部署に関しまして、くどいですが、もっともっと知恵を出していただいて財源確保、それによってしっかりと市民の方の政策につなげていけるといふふうに確信しておりますので、そのことをお願いしまして一般質問を終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、10番の若井千尋君の質問は終わりました。

続きまして、2番 今木啓一郎君の発言を許します。

今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 議席番号2番、創生クラブの今木啓一郎でございます。

改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、来年度に向けての施策提言を含めた2件についてお尋ねします。

1つ目がピロリ菌検査導入について、2つ目がICTを活用した行政サービスと市民協働によるまちづくりについてです。

これよりは質問席に移り、質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

さて、8月21日付のとある新聞の夕刊に目を通しておりましたら、「ピロリ菌検査中学から、将来の胃がん予防へ続々、医療費抑制に自治体期待」との見出しが躍っておりました。その記事などによれば、将来の胃がん予防のため、中学生を対象にピロリ菌の感染検査を導入する自治体がふえてきた。その理由として、ピロリ菌は近年の研究で胃がんとの関連が指摘され、世界保健機構（WHO）の専門組織、国際がん研究機関は2014年、胃がん対策ではピロリ菌除去に重点を置くべきだと発表、そして日本では50歳以上の半数以上が感染しているとされ、感染者は約6,000万人にも上るとの見方もあります。

感染の原因ははっきりとわかっていない。ただし、衛生状況の悪い途上国で飲料水から感染が報告されているほか、親が保菌していると子供の感染率が高いことから、食べ物の口移しなどで感染すると考えられている。

ピロリ菌感染の多くは4歳から5歳までで成立し、10歳以上での感染の成立は少ないと言われています。そして、陽性者に対する除菌治療を考える場合、薬剤量についても、中学生ならば成人量でよいと考えられるため、多くの自治体で、小学生ではなく中学生を対象とし、自治体により検査は任意または全員の場合もあるが、学校健診で採取した尿や血液をもとに検査を行う場合がある。感染がわかった生徒には、希望をすれば無料で除菌治療を受けることができる自治体もある。

なお、スクリーニング費用は数百円から1,000円程度で済み、岡山県真庭市が2013年度から中学2・3年生を対象に実施、翌年度には大阪府高槻市や兵庫県篠山市でも自治体負担による検査が始まった。そして、北海道や秋田県、山形県、そして長野県などでも実施が広まりつつあります。また、佐賀県は2016年度から県が全額負担し、実施されています。さらに、加えて調べましたところ、人口約11万人の愛媛県西条市では、中学2年生及び50歳の方を対象とするピロリ菌検査感染検査事業として、今年度当初予算に285万5,000円を盛り込まれていました。

このような広がりを見せるわけは、御承知のとおり日本人の死亡原因の1位が男女ともがんであり、その中でも胃がんの割合が、男性2位、女性3位と高い位置を占めているからだと思えます。岐阜県におかれましても平成22年、議員提案により岐阜県がん対策推進条例も制定され、加えて今年9月はがん制圧月間でもあります。当市においても胃がん対策としてピロリ菌検査導入を推進すべきであると考えます。

そこで、公衆衛生環境の観点から、まずは瑞穂市民の飲料水についてお伺いします。

当市の上水道の普及率について御答弁を求めます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、今の今木議員の御質問にお答えいたします。

当市の上水道の普及率に関しましてですが、瑞穂市の上水道普及率について、平成27年度の瑞穂市の上水道普及率は86.0%でありまして、昨年度、28年度では86.1%となっております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ただいま御答弁いただきました数値において、どのぐらい水道水と井戸水の併用が含まれているか、わかる範囲でお教えてください。御答弁求めます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 井戸水と水道水を併用している割合ですけれども、井戸の設置

につきましては市への届け出などは必要がありませんので、上水道加入前から井戸を使用している世帯の方や、上水道加入後、井戸をまた設置する世帯もごございますので、上水道課として把握は、ちょっとなかなか難しいというところで、現状できていないということになります。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） わかりました。

では、当市の上水道普及率を総体的に比較するために、全国平均値と県平均値の値を御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 平成27年度の岐阜県の上水道普及率は95.3%でありまして、全国の上水道普及率は92.9%となっております。平成28年度の普及率につきましては、まだ公表されておられませんので、27年度のみとさせていただきます。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

ただいまの数値により、当市の上水道普及率が約86%であれば、残りの約14%の方が、全国平均が93%であれば、残りの7%、県平均が95%であれば、残りの5%の方が飲料水として井戸水などを利用されていると思われます。つまり、当市の市民の方は、全国平均と比べ約2倍、県平均と比べれば約3倍、井戸水などの併用についてを含めれば、それ以上の割合で飲料水として水道水以外のものを利用されているという公衆衛生環境であるということがわかったような思いです。ただし、当市の普及率が低いのは、行政の問題というより、当市の井戸水がとてもおいしいということも要因の一つであるかとは思っております。

では次に、全国的に自身の健康状態を毎年確認し、健康づくりにつなげていくことの重要性から、年に1度、特定健診を受診し、生活習慣の改善が必要な方は特定保健指導を受けるよう普及・啓発がされています。そこで、当市で実施されています大人の検診のうち、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん検診における受診率と国・県が示す目標値を御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 今木議員のピロリ菌検査の導入の御質問にお答えをいたします。

市では、国の示すがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき各種がん検診を実施しています。平成27年度の人口に対する受診率は、子宮頸がんが12.3%、乳がんが18.5%、胃がんが4%、大腸がんが13.2%、肺がんが7.4%となっています。

国のがん対策死亡率減少を目的とし、がん検診の受診率を50%としております。当面、胃・

肺・大腸については40%という目標としていますが、この検診の受診率というのは、勤務先でも実施されておりますから、この国が示す目標値には、この勤務先等も網羅するものとなっております。今回のこの受診率というのは、参考値として人口に対する受診状況を報告しています。市町村で実施している検診で、現在のところこの母数（分母）に当たる定義がなく、捉え方にばらつきがあるため、受診率の比較検討は難しい現状ですが、当市においては胃がんと肺がんが県内でも低いというふうに考えています。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

今、部長がいみじくも申されました、当市においては肺がんと胃がんの検診率が低いということでございます。

では次に、当市が取り組みを始めました20歳から38歳の方を対象とした若年層健康診査、いわゆるg o o dライフ健診について、健診内容及び健診率の目標値と現在の健診状況の値、また、健診結果についての課題や問題点を御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 肥満や脂肪脂質の異常から、若年層から健康課題が問題となっているところです。平成28年度から若い年齢から医学的データに基づいた健康状態の把握を行い、健康に関する自己管理能力をつけて健康増進に努める機会として、対象年齢を20歳以上の方に拡大をして若年層健康診査、g o o dライフ健診と呼んでいます。実施をしています。受診者は1,138人、瑞穂市の人口当たり8.7%ということで、前年度より2%の受診率の増加が得られています。

検査項目は、市の特定健診から眼底検査を除いた項目で行っており、特定健康診査の早期介入事業としても位置づけています。

健診結果は、要指導という人が約半数、49.8%が要指導ということ。また、要医療というのが、お医者さんにすぐかかりなさいよということですが、20.9%ということで、危機感を増す結果となっています。事後対策を強化するというので、肥満や脂質、血糖、血圧などで、要指導判定者には健康セミナーを実施して呼びかけています。

また、要医療ということで、すぐにお医者さんにかかってくださいよという方については、受診状況の確認ということで、本当に受診されたかどうかということを目的としたアンケート調査を実施して、適切な健康管理へ働きかけを呼びかけています。

以上で答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

これまでの各課の御答弁や、私自身が調べてまいりましたことを整理いたしますと、1. 当市の特徴として、国・県平均に比べ上水道普及率が低く、飲料水として、水道水ではなく井戸水などを利用されている可能性の割合が大幅に高いこと、また、下水道普及率についても低水準であること、がん検診受診率に、特に胃がん検診受診率が非常に悪いこと、また、検査項目に尿や血液の採取が含まれますg o o dライフ健診受診率が啓蒙により伸びているということがありますが、まだまだ満足のいく数値ではなく、課題として若い方の要精密検査の割合が非常に高いことであり、特に若年層の女性の受診率が悪いということが判明しております。

3つ目に、ピロリ菌の検査は、先ほど申しましたが、多くは4歳から5歳までに成立し、10歳以上の感染の成立は少ないということ。ピロリ菌は口移しなど、感染要因の一つに考えられ、親が保菌していると子供の感染が高いこと。

4つ目に、検査結果により除菌を受けるか否か、除菌した場合の副作用、発生リスクに対する判断は、新聞等での中学生であれば、当然未成年でございます。未成年の場合は、保菌者本人ではなく、保護者の判断によるものということとなります。

なお、胃がんの罹患率は40歳以上になると高くなり、冒頭で紹介いたしました真庭市では、中学生を対象とする以前の2011年度から40歳以上の方へピロリ菌検査の費用を既に助成しており、同様に、多くの自治体では成人向けに、無料もしくは低料金で受診できるようになっていますことを踏まえれば、私としても、できれば全市民の方を対象にピロリ菌検査の実施をお願いしたいのが本意であります。親から子供への感染という負の連鎖を断ち切ることを目的に、結婚・子育て世代となる20歳から38歳を対象とするg o o dライフ健診において、希望者に限り、採取される尿や血液を利用したピロリ菌検査を当市の負担で行うことを提案させていただきます。

若い世代に選ばれるまちを目指す当市としていかなる見解をお持ちですか、御答弁お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 瑞穂市では胃がん対策として、国の示す指針に基づいて死亡率減少効果を示す相互の根拠のある対策型検診として、胃がん検診、胃部のエックス線検査を実施しております。国のがん対策では、死亡率減少を目的として目標を50%としていますが、当市では、予約制や肺がんとの同日検診の導入で実施しやすい体制をとり、受診者はふえてきています。しかし、受診率は平成27年度4%で、県の受診率5%より1%低い状況にあります。

胃がんの原因で最も多いのが、議員御指摘のピロリ菌の感染です。ピロリ菌検査によって感染の有無を調べ、感染している場合には除菌治療を受けることで胃がんの発症を予防することが可能になります。御質問のとおり、これからのがん対策は、ピロリ菌の除去を若い世代に対



して重点的に行うことなど、世代に応じた臨機応変に取り組むことが必要とされています。ピロリ菌に関しては、乳幼児期の保護者に接する機会が多い当課では、健診時には、食べ物の口移しなどによる感染についての情報の提供を行っています。

また、28年度より若年層検査やセミナーを開始して、若い年齢から健康に関心を持っていただく機会をつくっています。しかしながら、現在、ピロリ菌の抗体検査というのは、死亡率減少の効果の有無を判断する根拠が不十分であるということから、国の対象型検診として実施することが国では勧めておらず、新たに対象型検診として胃の内視鏡検診、胃カメラを推奨している現状があります。このような状況から、国や県の動向を見ながら情報収集に努めているところですが、胃がん対策の一環として、議員御指摘のピロリ菌検査を20歳代、30歳代の good ライフ健診の中で実施するというを前向きに検討していきたいというふうに考えています。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2 番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

検診率を上げるということは、やっぱりバリウムを飲むということは大変負担をかけるので、また費用については、先ほど西条市の場合も約300万円ほどということで、ただ、先ほど若井議員さんが質問で、財源はどうするんやという話がありますので、そこは何とかと思いつつ、ふと思うのが、ふるさと納税とか頑張ってください、その中で財源捻出していただいて、若いまち、健康であるまち、そして住みよいまちというふうにつなげていただいいただき、早期の今の20歳、30歳におけるピロリ菌検査をしていただくと。私も、今後も当市の幼い子供たちと保護者、未来の子供たちとその保護者のためにも、親子の負の連鎖をとめていきたいと思っておりますので、今後もお願いするつもりでございますし、胃がん検診の予防から全市民の方へ、このようなピロリ菌の意識づけについて重ねてお願いし、ピロリ菌検査導入についての質問を終わらせていただきます。

では、ここより第3次行政改革大綱に盛り込まれています電子自治体の推進に関するICTを利活用した行政サービスと市民協働によるまちづくりについてお伺いします。

今日、ICT技術の急速な発展に伴う情報機器の普及には目覚ましいものがあります。総務省の発表による2015年末の情報通信機器の普及状況によれば、携帯電話・PHS及びパソコンの普及率は、それぞれ95.8%、76.8%となっております。また、携帯電話・PHSの内数であるスマートフォンは72%と、前年比7.8ポイント増と。情報通信機器の普及は全体的に飽和状態の中、スマートフォンの保有が年々増加し、7割を超えているのであります。つまり、いつでもどこでもインターネットに接続できる環境が整いつつある今、これらを利活用した行政サービスの推進や課題解決に市民と行政が協働できる仕組みの構築が望まれていると思います。

当市におけるICT技術の利活用については、電子入札、住民票などの証明書コンビニ交付サービス、図書館の蔵書予約サービス、みずほ防災メール、そして、学校での電子黒板・デジタル教科書の導入などがありますが、裾野は広いと思っております。

一例を挙げますれば、千葉市が市民にさまざまな課題を通報してもらう行政サービス「ちばレポ」がきっかけとなり、半田市、別府市、郡山市、生駒市などで同様の市民協働による通報システムの導入がされています。この通報システムについて補足説明しますと、市民が道路の破損、落書き、街路灯の故障、不法投棄などの課題を発見した場合、スマートフォンからアプリを開くと、写真撮影や位置情報、ふぐあいの内容を記入する画面が順次追って表示され、簡単にデータ入力とデータ送信ができ、受け取った市の担当者は、発生箇所やその状況などを確認の上、迅速に対応できるものであります。

このシステムのすぐれているのは、通報情報が蓄積されることにより、今後の計画的な道路維持管理にも役立てること、また、寄せられた課題等の解決に至る対応経過もインターネット上で公表されることにより、市民に対して市の対応の公開性、透明性が周知され、行政だけでなく、市民の問題意識が高まることとございます。

そこで、当市の道路の傷み、公園遊具の破損、落書き、街路灯の故障、不法投棄、そして動物の死骸などに関する通報は年間どれぐらいありますか。通報が電話、メール、文書、窓口への訪問など、どのような手段で入ってきますか。そして、その割合が多いのはどの手段であり、また通報に対応される職員数並びに通報者の事後報告があるのか否かについて、所管されています都市整備部長並びに環境水道部長に、この点について御答弁を求めます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 私のほうからは、インフラを中心に御説明申し上げます。

道路や水路、街路灯、カーブミラー等の破損などの通報は、平成28年度1年間で950件ございます。その通報の4分の3は電話によるもの、それから通報の内容の大半は道路のふぐあいとなっております。街路灯、カーブミラーの破損等につきましては、基本的に担当者が、それから広く道路・水路といったインフラの破損については、都市管理課の職員9名おりますけど、ここの全員で順次対応しております。現地の確認、その場で対応できるものはその場で対応し、また業者への対応依頼等、協議を要するものにつきましては一旦持ち帰って、その対応方法を協議、処理するようにしております。

また、通報者への事後報告につきましても、通報者の方の電話番号や名前をお教えいただいている場合には、その後、連絡させていただいている状況でございます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 引き続き御質問に回答させていただきます。

環境水道部といたしましては、不法投棄や動物の死骸に関する通報が該当いたします。平成

28年度の不法投棄の通報につきましては170件の通報がありまして、動物の死骸の通報につきましては463件の通報がありました。不法投棄に係る通報手段と件数につきましては、電話が139件、窓口へ来られたのが30件、メールが1件となっております。電話が主な通報手段となっております。また、動物の死骸の通報手段と件数につきましては、ほとんどが電話による通報となっております。

また、通報に対する職員数につきましては、不法投棄の数量や大きさにもよりますけれども、基本的には2名で対応しており、即日の対応としております。

また、通報者への事後の報告につきましては、御希望がある場合は通報を行っておりますが、それ以外はちょっと行っておりません。以上です。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁いただきましてありがとうございます。

その内容によれば、都市整備部の合計は950件、環境水道部の合計が603件ということになると思います。年間勤務時間を240日と考えても各部の通報数は膨大であり、対応と処理にかかる時間を想像しますと、他の業務への支障が心配されます。また、緊急性のない事案や窓口への突如の訪問により、通常業務への支障も心配されるところでございます。

また、電話での通報が大半であれば、課題の内容確認や地図を片手にした場所の特定作業は手間と時間が必要となりますが、御紹介した通報システムであれば、市の職員の方は、パソコン上に寄せられた通報事案について優先順位を判断し、対応できる余裕も生まれてくるのではないのでしょうか。また、重複する事案を未然に防ぐこともできると思います。そして、導入事例によれば、役所が開いている時間帯より夜間など、閉庁している時間帯の通報件数が多い傾向があります。役所が開いている時間帯においても、担当者不在、他の電話や来訪者との重なりにより現状では対応できないものがあると思いますが、このような通報システムは24時間対応可能でございます。その上で、何より通報者への事後の対応がなされていないのが市民協働の面からは問題ではないではありませんか。

そこで、このようなICT機器を利用した通報システムについて、今までに導入を検討されたことはありますか。また、検討された場合は、なぜ導入に至らなかったのか。そして、今後、導入に関する見解について御答弁を求めます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 携帯電話、スマートフォン、パソコンを利用した市民の方が簡単に課題を通報できるシステムの導入については、行政区域面積が大きな自治体においては、社会インフラの老朽化に伴い、特に道路関係等の通報は増加傾向にあるため、通報箇所の正確な位置情報の確認、膨大な通報件数の把握及びその情報管理、通報内容に対する対応状況の公

表などを考えた場合、そのシステムは構築費や維持管理費を費やしても有効な手段であると思われる。

議員、先ほど御紹介にありました千葉市が行っております「ちばレポ」につきましても、2013年に実証実験を実施しているところから私ども承知しております、千葉市では年間1万3,000件の通報があるというふうに聞いております。私どもは比較的、まだコンパクトな行政区画面積でありますので、現状の電話による通報でも場所が正確に把握でき、職員が現地確認する際に費やす時間も、大きなまちと比較しまして短時間で済み、またシステム導入に伴う費用面も考慮いたしますと、現段階までそのシステムを導入する検討には至っておりません。千葉市のように、通報のツール、それだけで片づける問題ではなく、やはりニーズに細かく応えらるとともに、広く地域課題を市民と共有し、地域の課題を市民と協働で解決するという精神は見習う必要があるというふうに感じております。

また、台風とかゲリラ豪雨による道路冠水等の発生時、通行どめが生じるような緊急対策時においては、現場と市役所、場合によっては災害対策本部との情報のやりとりを、電話連絡だけでなく、現場から写真や動画をスマートフォンのアプリを有効に使うことによって、リアルタイムに正確な情報提供が可能となり、それらに対応する速やかな判断と、その後の対応といった時間的ロスを防ぐことのできる点では大変有効な手段と考えておりますので、緊急時への対応として今後取り入れていく手段の一つであると認識しております。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今、都市整備部長が言われたとおりのところでございますけれども、一部、環境水道部としても、ちょっとお答えさせていただきます。

同じように、行政面積が小さな瑞穂市というところで、通報を受けた場所が特定でき、職員も素早く現地で対応することが可能と考えており、ICTを活用した行政サービスの導入については検討することはございませんでした。しかしながら、事務の効率化や対応などの可視化に向けて大変有効な手段と考えられますので、対市民だけではなく、現場職員と庁舎職員間での活用や、ICTを活用したサービスの費用対効果などを考慮した上で導入を検討していくものと考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。

費用ということでございましたが、今、安価な汎用性の高いアプリもありますので、それらを利用し、当市の仕様になるよう一部手を加えるなどすれば、廉価で開発導入できる可能性もあるかと思っておりますので、御検討いただければと思っております。

なお、今御答弁にございましたが、位置情報や画像、映像などを容易に送信できますスマー

トフォンやタブレットなどのICT機器を行政、特に防災・防犯、高齢者福祉などの現場において、ここ数年において一層取り入れるべきだと感じられた場面がありましたら御紹介いただければと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） こういった機器の利用について、現場のほうで必要と思われた場面ということでございますが、防災の現場といたしまして、直近では8月7日の台風5号、それから先日の9月17日の台風18号の瑞穂市に接近の折、瑞穂市警戒本部を立ち上げたところでございますが、警戒班の出動時には各班からの情報収集が非常に重要でありました。このときは各個人の携帯を使用して、通話により情報を受けたり、カメラで撮影した写真を市役所へ戻った後に報告を受けることとなりました。

御質問にあるとおり、スマートフォンやタブレット端末等のICT機器を利用して、現場の写真などが警戒本部へ送信できれば、より正確かつ迅速にその対応ができるものではないかと感じているところでございます。現在のところ、本部員であります部長級に対しては、災害優先回線の使用可能な携帯電話を貸与しておりますが、スマートフォンやタブレット端末の導入について検討していきたいと考えています。

平常時には、先ほど環境水道部長、都市整備部長の回答がありましたように、活用についても検討してまいりますし、災害時には警戒班に持たせるなどして、現場からの状況報告、情報共有に使用するなどの運用を検討してまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。ICT機器の利活用、できる範囲は広いと思いますので、早急に対応いただければと思います。

では最後に、3月の一般質問でもお伺いしました防災行政無線による災害や不明者情報、選挙啓発、詐欺防止、交通安全講習、イベント情報などの内容をメール配信されておりますみずほ防災メールについて、課題となるメール登録者数の向上のために、ネーミングの変更及び登録者が配信される全ての内容を受信するのではなく、安全・安心、イベント、生涯スポーツ、リサイクル、子育て支援、校区などといったカテゴリーをつくり、登録者自身が希望する情報のみを受信できる利用者目線のシステムの改良をお願いしておりました。

加えて、昨日の北倉議員の質問の中にも、災害発生時に避難所を諸事情により避け、車中泊をされている方への情報提供という課題がありました。この防災メールは、災害時には広範囲に、迅速に、そして正確な情報伝達ができる汎用性の高いICTツールでありますので、事が起きる前、平時から多くの市民の方に登録いただくことの重要性を改めて感じたものでございます。

電子自治体の推進を進めていかれる立場として、先般お願いしておりました改良に対する現状報告と次年度に向けての見解を求めます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 防災メールについての御質問でございますが、みずほ防災メールの登録者数は、9月の時点では4,500人弱となっております。現在配信している内容は、防災行政無線の放送内容であります防災・防犯、行方不明、イベント情報及び気象情報で、市内での警報発表・解除等で登録者が選択できるカテゴリーとしては2項目となっております。当市と同様のメール配信システムを使用している県内他市においては、配信する情報によって細かくカテゴリー区分を行っているところもございます。よって、システム上は当市においても防災行政無線の放送内容の種類に応じて配信を区分することが可能です。また、防災行政無線とは関係なく、メールのみで住民向けの情報を配信する市もあります。

現在、市内・他市のメール配信システム運用方法を調査しており、議員御提案の登録者が必要な情報のみ選択することができるようシステムの再構築を検討しております。次年度からの運用変更を目指して、引き続き県内各市町の運用方法、カテゴリー区分についての調査を実施し、庁内の関係部課との調整、運用方法やルールづくりの検討を行い、当市の方針を決定していきたいと考えております。また、運用方法の変更に伴う市民への周知方法について検討するとともに、新たな利用者の増加に向けて取り組みたいと考えております。

これを機に、みずほ防災メールの名称についても、カテゴリーの運用方法に合った名称への変更を検討していきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。

何とぞ来年度に向けて対応いただければ、早急な対応をお願いします。

本日提言いたしました通報システムや防災メールに限らず、ICTの利活用できる分野は、防災・環境・福祉・教育など多岐にわたります。そのため、無駄や穴のない体系的なシステム構築が必要であると考えます。何とぞ来年度の部署編成においても専門担当部署を設け、個人情報保護やセキュリティー対策に十分御配慮の上、今後予想されます財政状況の厳しさ、人員に限りのあることを踏まえつつ、市民参加と協働を念頭に置かれまして進めていただくことをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、2番の今木啓一郎君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。11時5分から再開をいたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時07分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

13番 堀武君の発言を許します。

堀武君。

○13番（堀 武君） 13番 堀武、議長のお許しを得ましたので、一般質問をしたいと思っております。

一般質問をする前に、先ほど若井議員が瑞穂市市民憲章の件を言われたので、少しだけ読みたいと思っております。

わたしたちは、揖斐・長良の清流とともに生き、長い歴史と文化に誇りを持ち、自由で住みよいまちづくりに力を合わせていくことをここに誓います。その中で、2項目だけちょっと読ませていただきます。1. 豊かな水と緑あふれる美しいまちをつくります。そして、助け合い、支え合う優しいまちをつくります。この2項目が、私はこれから質問をさせていただく公共下水道についての非常に重要な、市民の皆さんにお互いに協力をしながら進めていく決意のことだろろうと思っております。特に、助け合い、支え合うというのは、弱い方に対して優しく支え、そしてお互いに相手の痛みを自分の痛みとして感じ、そして、それに対して心を寄り添う、そのような優しい市をつくるということを市民憲章でうたっておることだと思っております。そのようなことで、ぜひこれから私がお願いする、行政に対して質問をすることに誠意を持って答弁をお願いしたいと思っております。

そのようなことで、公共下水道に関しての質問をまずさせていただきますけれども、これは公共下水道について第1次整備区画ということで、瑞穂市公共下水道事業の第1次整備区域についてということで出されている文書を少し読ませていただきます。

公共下水道事業の法的手続。都市計画決定、これは平成27年4月に決定をされました。それは都市計画法第19条、都市計画審議会の議を経て都市計画を決定、知事の協議、決定内容、下水道の名称、汚水・雨水排水区域、下水管渠、下水処理場、雨水ポンプ場の位置の決定。2. 下水道法事業計画、下水道法第4条、全体計画に定められた施設を段階的に設置するための計画、知事の協議、おおむね5年から7年の事業計画、国庫交付金事業対象に位置づけ、接続義務などとうたわれております。3に都市計画法事業認可、都市計画法第59条、下水道事業計画とほぼ同一内容、知事の認可、受益者負担金徴収制度の適用など書かれております。

その次に重要なことは、整備区設定の優先順位の決め方が書かれております。財政事情を勘案しつつ、投資効果を高める必要があることから、次の観点から優先順位を決定するとうたわれております。ア、人口密度の高い区域、イ、下水処理場や幹線に隣接する区域、ウ、公共用水域汚濁の進行度が高い区域、エ、他事業開発計画等がある区域、オ、住民の要望の高い区域、カ、その他特殊事情に早急に整備を要する区域、浄化槽の設置状況、このようにうたわれております。第1次整備計画区域の概要としては、公共下水道事業、汚水処理区域96.7ヘクタール、

事業整備計画区域の設定、5年から7年とうたわれております。

このように、平成27年4月にこの下水道の法的手続は終わっておるのですが、それから2年数カ月を過ぎますけれども、本来ならば、これに関して次の段階を踏んで、下水道法の事業計画によって土地の買収、土地計画法の事業認可によって配管等の設置等を進めるこのような段階に本来ならば入っていくべきのが、現在においても、その進捗状況は27年の4月のままなのが現状でございます。この中で、地域の第1次計画は牛牧地域と、そしてから現状的に困っている本田団地を優先的にということ、第1次計画はなっておるということです。

そして、これに対する費用は約60億、そして国の補助金が約半分、だから30億で確実にできるとは言いませんけれども、設計上においてはそのような形でできるというふうになっておるのが現状でありますけれども、一向に進まない。

このことに関して、行政に、もう少しその辺の対策上のことをやっていただければいいかと思うんですけれども、これに関して言えば、議員は、この都市計画整備については議会で、着工に向けて早期着工をという形で終わっているのですよ。だから、これに関しては、行政がその進捗状況を示し、理解を得て進む方向でやってくれと。だから、それに関して議会は側面から応援・援助をすると、そのような形で終わっているはずですよ。今期当選なされた方はその辺のことに参加はしていないけれども、恐らく考え方としてはそんなに違っていないことだろうと私は思っております。

だから、そのようなことをやはり行政は念頭に置いて、誠心誠意地元の方に下水処理場の位置に関して御理解をいただいて、そして着工できるようなことを進捗を早めていただきたいと思っております。特に、ここの憲章にも書かれているように、助け合い、支え合う優しいまちをつくるということに関しては、市民の皆様、特に下畑の皆さんに御理解を得ながら、そしてお互いに助け合う、その精神でぜひお願いしたいということを思って、質問席において次の質問をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

では、行政に質問をしたいと思っております。

8月26日に地主の方と面談をされたとのことですが、その経緯について質問をしたいと思っております。

まず第1に、地主の方々の要望であると市長は本田団地の説明会のときに言われたようですが、その要望書が出ているのかどうか、その内容を含めて御答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、今の堀議員の御質問にお答えいたします。

まず、御質問にありましたとおり、8月26日の土曜日に下水処理場用地に関する地権者意見交換会というものを開催いたしました。この会を開催するきっかけとなりましたのは、平成27



年4月の都市計画決定以降、地権者の方々に公共下水道の進捗や現状を説明する機会を設けることなく1年以上が経過しまして、地権者の方々が今後の予定がわからなかったり不安に思うことなどがあつたりしまして、市にお尋ねがあつたことから開催することとなりました。要望書などの文書として提出されたものではありませんということをつけ加えさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） では、この面談された時間と場所について、どこでやられたのか御説明願いたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） まず、場所につきましては、牛牧南部コミュニティセンターで行いまして、時間は午後7時から午後8時30分までの開催となりました。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） では、具体的に出席者は行政側は何名なのか、地主の方は何名なのか、ちょっとお答え願いたいと思っております。行政側は誰が、役職名でも答えることができれば答えていただきたい。それが少しまずいというなら、それも結構ですけど、その2点というんですか、行政側の出席者と地主の方が何名というのを、ちょっとお答え願いたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 市役所からは5名参加というところですけども、まず藤井政策企画監、鹿野都市整備部長兼下水道対策監、あと私と、あとは下水道課長と下水道課の総括課長補佐の5名となっております。あと、地権者の方は8名御参加いただきまして、地元の地権者の方が6名、地元外の地権者の方が2名御出席いただきました。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） では、地権者の方は全員で何名で、地元が何名で、地元以外の方が何名か、ちょっとお答え願いたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 地権者におきましては、全体で20名の地権者の方で、地元の地権者が16名、地元外が4名の地権者となっております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） では、この地主の方の説明に対して下畑の自治会長さんは出席されま

したか。また、どのような状況で出席され、また皆さんの発言はどのようであったのか、その内容を含めてお知らせ願えれば幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） まず意見交換会のほう、こちらは事前に自治会長にも意見交換会の開催のお知らせをいたしておまして、当日は自治会長として御参加をしていただきました。しかしながら、今回は地権者の意見交換会を目的としておりましたので、この会での御発言は御遠慮いただくようお願いいたしました。

そして、意見交換会では地権者の方々でお互いに意見の交換がなされまして、忌憚のない御意見、発言がありました。御意見の内容としましては、下水道処理場が建設され、遊水池となっている田畑を埋め立てることによって、貯水量が減って治水上問題があるのではないかとか、下水処理場は高台となるので、災害時にはその上部を避難所として利用できるのではないかとか、また、処理場を受け入れたなら市民の方には感謝していただけるのではないかとか、そのかわりに道路整備など、地域のよくなることを市に要望するとよいのではないかなど、さまざまな御意見を伺うことができました。

〔13番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） やはり地権者の方、これは地元の方なものですから、やはりそのように前向きに考えられていると同時に、土地に関しては、資本主義の世の中において市長も御存じのように、土地を売却することに関しては、個人の権利であり、ただし、それに関しては制限はありますけれども、売りたい、買いたいという両方の意思があれば自由に売買はできることであり、誰もこれに対して拘束することはできないと思っております。

そのような形で地主の方が8名出席されて、ほとんどの方が賛成をされたのか、その辺のことも後でつけ加えていただければいいですけれども、やはりこれに関して言えば、国の施策に基づいて進めている都市下水道に関して、地主の方が売りたいという意思表示をされたならば、それを真摯に受けとめて、地元の下畑の方の御理解をいただくのもそれは重要なことで、それをおろそかにしよとは言っていないですけれども、やはりこのように地主の方々から、市のため、市民のために出して、そして喜ばれるならばそれをやりたいという意思表示があるならば、その辺のことで、もう2年半ぐらいこれは滞ったままですけれども、やはりその辺で地元の方に直接集会等に出ただけのような形をお願いしたいと思っておるものですから、その辺のことで今後の方針をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今後の方針につきましては、地権者の意見交換会でもございましたけれども、今後、完成予想図などを持って、また引き続き地権者の方々と意見交換や説明

会の機会を設けていくこと、また自治会との丁寧な説明や意見交換も継続しまして御理解いただけるように努めまして、早期事業着手に向けて進めていきたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） これで私は下畑の自治会長にぜひお願いしたいのは、やはりこのような、最初に関して言えばどのようなものができるか、その辺のことで多分に不安な点があって反対の署名をされるのは当然のことだろうと思っております。そして、やはり一度反対を表明されれば、それに関して、何で途中で賛成したんや何かというような声が漏れればなかなか難しい形だろうと思っておるものですから。ただ、ここに来て、そのように地権者の方、そして理解を一つ一ついただけるような環境が整ってきているのは、今度、犀川の改修でも国土交通省が実質的に着工の段階になっておりますし、そのようなことを含めて、質問事項にはないんですけども、国土交通省に、市が所有している土地がありましたね、それを今度買っていただいたと思うんですけども、それは平米当たりで結構ですが、何平米で平米当たり幾らかということをちょっとわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 通告にございませんでしたので、ちょっとデータを持っておりません。確かに議員おっしゃるとおり犀川の五六川の下流部の改修ですね、それから牛牧の排水機場の移転ということで、国土交通省に、市の土地が3筆ございました。それを通常の一般の地権者の方と同じような単価で買収をしていただいているということだけ申し上げておきます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） これは部長、非常に重要なことで、委員会等でも答えられていることだから、今資料がないと言われるけれども、大体にアバウトでもいいからというのは、この単価自体が非常に安いんじゃないかといろいろな声が出ておるようなうわさを聞いておるものですから、実質的に市のほうが国土交通省に売られた単価というのは非常に重要なことで、皆さんに御理解をいただくことに対しては非常に重要なポイントなものですから、通告外ですけどもお伺いしたようなことなものですから、またわかれば、皆さんにわかるような形でしていただきたいと思っております。

そのようなことで、大体方向性に関しては、もう部長が責任を持ってやるということは、私の質問で市長は答弁されておりましたですけども、やはりその辺のことで部長に全て委託してこれから進めるに関しても、ちょっとその辺で市長としての、ここまで来て地主の方に御理解をいただいて、そしてその決意そのものをちょっと述べていただければ部長もやりやすいと

思うので、ちょっとお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 多少ちょっと時間を頂戴しますが、昨年、本当に皆様方、議会のほうから何をやっておるんやと。説明会ぐらい行ってこいと。説明できるような素材をそろえよと、本当に厳しいことをおっしゃられました。これはもう本当に大変困りました。その上で、とにかく開催させていただきたいと、地元での説明会ということで開催させていただきたいということでお願いに上がりました。

それと同時に、きょうはちょうど傍聴席にも地権者の方がおられるものであれなんですが、その方にも御相談申し上げて、本当に地権者の方々にどうやってやっていったらいいのかということも多々相談を申し上げました。でも、地権者の方々も本当に苦しんでおられます。そんな中にありまして、とにかく説明会だけでもやらせていただきたいと。そうじゃないと実態もわかりませんからということで申し込みをいたしましたら、自治会長さんから、よっしゃわかったと。1回だけ開かせてやる。そのかわり、それが終わった時点で、そこで賛否をとらせてください。その賛否の中で白紙撤回ということが決定したら、即座に市役所は去って行ってください。あくまでもそこが決定ですという言葉の、またその文書が届きました。

それから何回も自治会長さんとお話しさせていただきました中で、やはりなかなかそれは撤回してもらえない。ただ、その中にありまして、地権者の方々から後継者の問題が出てきました。やはりさまざまな地権者の方から、やはり自分の子息が農業ができないんじゃないか、そういった問題もありまして、そんなところから明確にしてくださいということの、そういった意思表示をしてくれということ。また、今どんな状況か、今現在の状況を報告してくださいという問い合わせが来るようになりました。

そんな中にありまして、自治会長さんに何とか説明会を開かせてくださいと。しっかり厳しいこともおっしゃられました。でも、自治会長さんは最後に、しゃあねえなあ、本当にあんたをどつきたいぐらいと冗談を言われましたけど、本当にそれでもお互い、僕も自治会長さんの後ろ姿を見送るときは本当につらかったです。でも、何とか許してもらえたと思って、今回の状況の説明会ということで開かせていただきました。

さまざまな意見がある中にありまして、数は少なかったですが、市のために役立ってくれるんだっただという話も中にはございました。そういった意見の中身をしっかりと踏まえた上で、これからどのように持っていくかということも考えなければいけませんし、それと同時に、自治会長さんにまた御理解いただきまして、今回の会合の中身、そしてどんな御意見が出たのか、そういったことを欠席なされた方にも一応はお知らせしようかなと思っております。

そんな中にありまして、状況だけは御報告しようと思っております。それがまた一本になっていくんじゃないかなと思っておりますので、そういったところを回答とさせていただきます。こ

の状況の中で、本当に1年間の状況の中で精いっぱいやれた姿がこの姿かもしれません。ただ、何とかこれから先々も地権者の方々の御理解のもとに、あくまでも下畑の方々の御了解が最前提ということで、やはり人権の問題でもございます。やはり進めていきたいと思っております。そういったところを回答とさせていただきます。よろしくお願いたします。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） その辺の頭のいい自治会長さんに釈迦に説法をしてもつまらないことなものですから、ぜひ総合的に考えて、やはり市民全体のことを考えながら、ぜひ、痛みはよくわかりますけれども、お互いに痛みは分かち合いながら前へ進むというのも、市民憲章にうたわれているように、皆さんの幸せ、健康、そして市の全体を考えたときに御決断をいただきたいと思って、この件に関しては質問を終わらせていただきます。

特に市長に関しては、以後に関しても精力的にその辺のことをして、早目に対策をしていただきたい。感情的な形になると、今、困っている本田団地も緊急なことで、会合でも激しい言葉も言われました。議員に対して、私も議員としてでなく、団地の一人員として出席していましたけれども、議員に関して言えば、土下座をしてでも頼んでこいと、そこまで緊迫していることだろうと思って、私はいつでも土下座に行きますよと。田んぼの中は今、稲があるから、あそこで土下座をするわけにいかないですけれども、稲が刈られて、あそこで土下座して頼めというなら、いつでも私は頼みに行きます。そのぐらいの覚悟で、この公共下水に関して言えば、本田団地でなくして瑞穂市全体のこととして私はずうっと取り組んできたことを理解していただきたいと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

岐阜県汚水処理施設整備構想、（仮称）市町村構想案を作成し、県有識者会議において意見発表を行ったとありますが、具体的な内容をお知らせ願いたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 岐阜県汚水処理施設整備構想、（仮称）市町村構想案につきましては、平成27年3月策定の岐阜県汚水処理施設整備構想作成マニュアルに基づき、各市町村が汚水処理施設整備構想を見直すように県から要請があったものです。見直しのもととなった全県域下水道化構想は、県が平成5年度に作成された構想なので、現状と乖離が生じていることもあり、見直しを行うこととなりました。しかし、瑞穂市の構想は平成20年度策定でありますので、現状との乖離はほとんど生じておりませんでしたので、県のマニュアルに基づいた結果、市街化区域以外についてわずかな計画区域の変更があったのみでありました。県有識者会議における発表内容につきましては、県から指定されておりました従前の構想、今回の検討内容、検討後の構想案について5分程度の発表というものでありました。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 部長が言われるようならば、やはりこの後の下水道計画について、やはり地元の方の理解を得、地主の方の、これも土地収用法を勘違いされている方がおって、強制収用ではないんですから、この土地収用法をかけることによって地主の方から市が買い上げた場合に5,000万までの控除が認められるという形なものですから、これを土地収用法をかけた限り、市が理由なく買った場合には税金がかかってきてしまいます。そのようなことで、地主の方の御理解を得られれば、土地収用法をかけられるような体制にして御理解をいただいて、土地の取得をしていただきたいと思います。と同時に、下畑の皆さんにこの件での作業をいかに有効にするかという知恵は行政側として働いていただきたいと思います。とっております。

次に質問をかえます。

コミュニティ・プラント（別府処理区）単独での公共下水道移管の検討及び県協議を行うとありますが、具体的には、なぜこのようなことをされるのか御説明願いたいと同時に、恐らくこれがその件だろうと思うんですが、7月31日に入札が行われ、事業名が瑞穂市公共下水道事業計画事前協議書作成業務委託、事業場所は瑞穂市別府地内とありますが、その目的について、なぜこのような形で委託したとかいうことについて、ちょっとお答え願いたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今、議員おっしゃられたように、7月31日に入札を行いました業務は、単独での下水道の移管に対するものとなっておりますけれども、ちょっと内容としましては、まずコミュニティ・プラントの法的位置づけとしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定する廃棄物処理施設となっております。下水道法の適用は受けない施設であります。そのため、維持管理上の課題が幾つかあります。その一部を申し上げますと、放流水の明確な基準がなかったり、汚泥が一般廃棄物になることから、処分費が産業廃棄物と比較し高額であったり、使用料の滞納者に対しまして、同じ市内でありながら公平な対応ができなかったりします。これらのことから、平成27年4月に別府処理区域は公共下水道の都市計画決定区域となったこともありまして、瑞穂処理区の供用開始前に別府処理区単独での下水道法の適用を受けられる施設へと移管の可能性について、県と下協議を行いたいと考えているところであります。これを今回、県と下協議をする資料を作成業務として出させていただきます。7月31日に入札を行いましたということになります。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） では、もう委託で入札までされてやっているということは、この可能

性に関しては、ある程度、下打ち合わせとか県にはされておるのかということと、高額な差が出るというふうにここで言われたんだけど、その差額金は、例えば2倍ぐらいとか金额的にわかれば結構ですけれども、その2点について答弁願えれば。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 処理の金額につきましては、ちょっと今、手元に資料がございませんので、ちょっと覚えていませんので申しわけございません。ちょっと答えようがないんですけれども、済みません。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） このような形で委託までされて金額を落札90万でされておるということは、その可能性があるというふうに理解しておきますけれども、よろしいですね。

では、下水道に関しては質問を終わります。ぜひ地元の方、地権者の方に御理解をいただいて、ぜひその辺のことで、お互いに痛みを分かち合って進む瑞穂市ということで、ぜひ御理解をいただくよう、行政、市長初め部長、担当課、企画監も含めて、ぜひ進めていただきたいと切にお願いして、この質問を終わりたいと思っております。

次に、ボランティア活動のボランティア活動保険についてですけれども、これはボランティア活動をされている方から、全額ボランティア保険がなくなると。一生懸命頑張っているのにいきなり全額というのはいかかなものかということの御相談をいただいたものですから、社協の問題かもわからんですけれども、福祉として、前の質問でも皆さんボランティア活動ということで議員の皆さんも質問をされているものですから、その辺のことで、行政の考えをちょっとお聞きしたいと思っております。

社協は、福祉ボランティアの参加を求めながらボランティア活動保険を個人負担にする方向であると聞き及んでいるが、福祉ボランティア活動をされている市民の方から、なぜ個人負担なのかという不満の声が聞こえてきています。行政は、なぜなされたのか、報告はお聞きになっているのか。また、個人負担をどのように考えているのか。加入団体、加入者は何名とお聞きになっているのか、社協からどのような形でその辺のことを把握されているのか、御答弁願いたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 堀議員のボランティア保険の御質問にお答えをいたします。

社会福祉協議会が取り扱う活動保険については、社会福祉協議会における市民活動などに登録されているボランティアグループや団体の方が対象になります。この団体として登録されている方が、この9月1日現在で、団体で91団体1,225名、個人の方で171名というふうになっています。これらの方の活動に対する保険ということで、社会福祉協議会が全額を負担しており

ました。一部には、災害ボランティアに関するものについては差額を個人負担してもらっているものもあります。

この保険の負担については社協の懸案事項となっており、県内の社会福祉協議会の動向として、その活動保険はその団体負担とすることが多いということから、平成27年に開催された社会福祉協議会の福祉部会において御意見をいただいたところ、保険料は自己負担するということが望ましいという意見が多数あり、社会福祉協議会の事務局の内部で活動計画の中に盛り込んで、平成29年度、今年度を実施というふうにされておりましたが、周知期間を設ける必要性があるということから、平成30年度、来年度からの実施ということで、予定を変更して現在進めているところです。

私どもへの報告については、社会福祉協議会の事業であるということで特別な報告はございませんが、社会福祉協議会の第2次地域福祉活動計画の中に掲載されているということからもわかったこととなります。

福祉部としてどう考えているかということで、この保険負担については、社協の会費事業ということからすると、この件については、社会福祉協議会には助言程度になると思いますが、例えば県内には一部助成をしているというような市町村もあることから、段階的な方法もあったんではないかというふうに考えたりもします。しかし、昨今の公私における厳格なことからすると、ボランティア活動というのは個人の方の自発的な意思により社会に貢献される活動になり、これに係る費用というのは、当該団体であれば団体、個人であれば個人の負担になるというのが、そういう考え方につながると思います。この点についても社会福祉協議会からは、活動されている方からも、負担については何らやぶさかでないのではないかなという意見を聞いています。

以上で答弁とさせていただきます。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） では、ちょっとだけお聞きしたいんですけども、ボランティア活動保険と、これは全国社会福祉協議会でやっているという小雑誌があるんですけども、では、全額負担とか一部負担とゼロというような形で分けした場合に、それは県内の市町でどのような割合になっているか、わかればちょっと教えてほしいんですけども。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 県内における社会福祉協議会が全額を負担しているという団体は11団体ございます。負担割合がそれぞれ違うと思いますが、一部負担をしている社会福祉協議会は18団体、それから団体なり個人に負担をしていただくというのが14団体ということで、ばらつきがあって、一概には申せないような状況となっております。



○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 全額福祉協議会が持っているのが10ということは、なぜ僕が聞いたかという、全額と一部で28団体なんですよね。その個人負担というのが14団体、倍数違うわけなものですから、今、瑞穂市がボランティア活動に力を入れている段階だと思うんですよ。だから、そのような段階で答申があったから、ほかがどうだったから個人に全額負担というような形で持っていくこと自体は、私は少し荒っぽいと思います。

それは社協のことですから行政側から指導はできない。だけれども、よく考えていただきたい。瑞穂市民が1,000円、それで行政も補助金を出す、そのような形で成り立ってきて、皆さんの福祉に関してやっておられることならば、まず30年度から個人全部を負担にするでなくして、半額負担というような形でして、そしてボランティア活動が盛んになるように、ボランティアをしている方の健康やら安全をしていただいて安心してボランティア活動ができるように、個人負担はある程度やむを得ないにしても、これをいきなり個人にという30年度でなくして、やはりこの率から見れば、28に関して言えば、全額及び半額負担をとという形で市町でできてきて、全額でなければ14で2分の1でしょう。

だから、その答申をされたこと自体が、よく瑞穂市の現状をわかっていないと思います。ボランティアをやれ、福祉に関してお互いに助け合えというならば、もう少し優しい形でやるべきでないですか。憲章にもうたわれているように、お互いが助け合ってお互いが云々するならば、やはり福祉のまちで云々するならば、ほかより劣るような、ごめんなさい、言い方が悪い。14の仲間入りをするようなことでなくして、やはり瑞穂市としては今育成の段階ならば、皆さんが安心してボランティア活動できるようなことをするべきじゃないですか。行政も補助金を出しているならば、その辺のこともう一度、答申があったら、それをするでなくして、よくその答申自体が正しいのかどうかということも、誰が答申したのか、全然この件に関しては、いや、そのような声は聞こえていないというけれど、声が聞こえてくるのは末端でやられている方なんですよ。

その辺のことをして、ぜひ行政が指導できるんであったら指導して、30年ならば30年にまず半額にするとか、そうしておいて、その様子を見ながら、いきなりゼロなんていうのは余りにも横着。だから、その辺でよく考えて行政指導をしてください。答弁していただけますか、その辺のことに関してどうですか。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 熱い御意見を十分に賜りましたので、社会福祉協議会にはその旨お伝えはしますが、何分決定するのは社会福祉協議会になりますので御理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） その辺が、社会福祉協議会というのは確かに民間の形をとっていますけれども、行政との連携のもとにおいて成り立っているのが社会福祉協議会であり、このボランティア保険もそのような活動に安心していただくために、確かに個人と言っているけれども、やはり育成と社協が言うならばもう少し考えていただきたいとお願いして、最後に、一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社の今後についてどのような形、というのは、ふれあい公社自体の今後に関しては、恐らく職員の方でも非常に不安なことだろうと思っております。指定管理者制度の導入による民間との競争とかいろんなことを言われて、体制が本当に整っているのか、そして、この業務改革にうたわれているんですけど、瑞穂市ふれあい公社の健全な経営ということで、市が直接実施するよりも、サービスの向上、コスト削減、雇用・就労の創出を初め効率的な経営手法で行政の補完、代行機能を果たし、事業の確実かつ円滑な進捗を図ります。地方公共団体の財政の健全化に関する趣旨を踏まえ、現在ある将来の経営状況や資産、債務の状況を把握し、適切な関与を行うとともに、組織のスリム化、徹底した効率に不断の取り組みをしますとここにうたわれている。適切な関与を行うということは、萎縮をさせたらいかんし、そして健全なふれあい公社にするには、100%これは瑞穂市が出資の公共団体ですから、関与をするということに関しては問題点があるとは思いますが、やはりその辺のことを含めて、市はどのような形ですのか御答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 堀議員の質問にお答えさせていただきたいと思えます。

一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社の設立は、平成24年に前身である財団法人瑞穂市施設管理公社が公益法人制度改革に伴う公益財団法人化が極めて難しい中、従来からのみずほ公共サービス株式会社との統合もあわせて市が300万円の出損により設立した法人であり、平成24年10月1日に設立され、平成25年4月1日より本格稼働をし、平成29年度は6期目を迎えているところでございます。その設立時における目的が、現在の定款にあるとおり、市民主体の市民参画による協働のまちづくりを支援・推進するとともに、まちづくり活動、支援及び調査・研究に努め、もっと市民の福祉向上に寄与することを目的としており、具体的な取り組み事業としましては、公共施設及び公用施設の管理運営に関する事業などを行っているところでございます。

議員も御承知のように、平成25年度からは3年間、さらに平成28年度から新たに3年間指定管理者として指定を受けている瑞穂市自転車駐輪場、牛牧南部コミュニティセンターつどいの泉、本田コミュニティセンター、牛牧北部防災コミュニティセンターについては、効率的・効果的な管理運営を図り、市民へのサービス提供を向上させることを基本運営方針として、施設

利用者の満足度向上にも努めているところでございます。

そういったところで、ふれあい公共公社の将来にありましては、市民目線に立った市民サービス向上に努めるとともに、見直すところは見直し、業務改革などに取り組んでいく必要があると考えております。また、市としましては、今後もこの設立時の目的に合った運営をしていただくように指導していきたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 私の一般質問はこれで終わりますけれども、行政のほうには、やはり市民の目線で行政活動をしていただきたい。だから、直接的ではないかもわからないですけども、やはり市民のためでしたら行政のほうから指導をしていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、13番の堀武君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。再開は1時30分から再開をいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時30分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番、民進党の松野藤四郎でございます。

きょうは、たくさんの傍聴に皆さんおいでくださりましてありがとうございます。

ただいま議長さんから発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、2点について質問をしたいと思います。

1点目は国民健康保険の県単一化について、それから待機児童対策について、この2点でございます。

最初に、国民健康保険の県単一化について御質問をいたします。

質問要項につきましては、数多くございますので、要点を絞って質問をいたします。

最初に、平成28年度の国民健康保険の被保険者は、前年に比べまして574名減員ということでございます。大変苦しい業務運営がなされているというふうに思います。これについては、この減員の要因としまして、パート社員が社会保険に加入をしていると。なおかつ、後期高齢者の医療保険に移行したということがございます。今後さらに、この被保険者数は減少するというふうに思いますので、ここら辺の推移についても1点まずお伺いしたい。

2点目は、平成28年度の歳入歳出決算によりまして、繰越金が4億7,000万とかなりの高額となっております。これは、医療給付費等削減に向けた政策によるものなのか、あるいはまた

被保険者数が年々減少しているにもかかわらず、繰越金が多いのはなぜか。私が思うには、保険税の税率賦課割合にも関係があると考えております。

この2点について、執行部の御見解をお願いします。

以下については質問席から行います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） それでは、ただいまの松野藤四郎議員さんの今後の被保険者数の推移、それから2番目の決算状況等についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず国民健康保険の被保険者数、いわゆる国保の加入者の数でございますけれども、松野議員御指摘のとおり、後期高齢者への移行ですとか、保険の制度の見直し等によって国民健康保険に加入される方が減り、さらに後期高齢へ移行される方が多くなると。いわゆる団塊の世代、70歳前後の方がある程度、人口ピラミッド等を見て落ちつくまでということになりますけれども、今後5年間を見ても、毎年おおむね350人程度が減り続けるということになるのかという予想をしております。そうしますと、平成33年度には1万人を割り込むというような推計をさせていただいております。

次に、決算の繰越金の関係等についてでございますが、平成28年度決算におきまして繰越金が4億7,400万円となりました。このうち3億9,700万円につきましては平成27年度の繰越金となっており、単年度では約7,700万円の増加となりました。

要因としましては、被保険者数が減少したこと、また1人当たりの費用額、いわゆる医療給付等でございますけれども、これが前年度と比べまして、1人当たり2,780円の増加にとどまっている。前年度、前々年度に比較しますと、随分増加額が低くなっているというところがございます。特に保険給付費が平成27年度より約1億3,000万円減少したことが大きく影響しております。被保険者数の減少により歳入が減少してはおりますけれども、歳入の減少に比べまして、歳出の減少が上回っているという状況でございます。

この状況は、平成27年度から28年度、2年連続してございまして、特定健診や特定歯科健診、ジェネリック医薬品の使用促進あるいは保険給付の点検、この点検といいますのは、第三者行為でありますとか、レセプトの点検などがございますけれども、これら保健事業の推進と、それから医療費の適正化が相乗効果としてあらわれてきているものと考えております。

国民健康保険の療養給付費等の予算積算は、過去3年から5年の実績及び伸び率を勘案して積算しておりますが、予算不足に陥らないよう、多少の伸びを見込ませていただいております。これに対し、保険給付費が想定外の低い伸びにおさまっていることから、結果的に黒字ということになっているものと考えております。したがって、保険税率ですとか、給付割合に直接結びつくものではないという考え方をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 保険加入者については、毎年三百何名から400名近く減少している。平成33年には1万人を割るというお話でございます。

それから繰越金のお話も出ました。これについては想定外の低い伸び率だったと。ということは、保険給付費の伸び率の話ですけれども、当初予定していたよりは低かったということで、単年度収支が7,000万円近く、前年度の繰り越しが3億幾らで、結局4億幾らの繰越金だということでございます。けれども、私たちといいますか、保険に加入している方の御意見を聞きますと、今でも保険料が高いということを言われていますので、これだけはよく御承知を願いたいというふうに思っております。

次に、積立金の話ですけれども、基金の積立金は、平成28年度末で5億3,000万円、今回の補正で1億1,000万円積み立て、計6億4,000万円となりますが、この積立金の額というのは、適正な額というのはあるのかなあというふうに思います。これは、今までの答弁との関係でございまして、昨年の9月の総括質疑の答弁では、目安としておおむね医療給付費の2カ月分と述べられている他方、基金からの繰り入れや、そこから支払うことは近年行っていないと答弁されているが、基金積み立てのあり方についてどのように考えているのか。また近年、保険給付費の減少により、資金繰りも円滑にできていると言われているのであれば、今回の補正で、なおかつ1億1,000万円も積み立て、合計6億4,000万円になりますが、今までの執行部が言われてきたこととつじつまが合わないというふうに私は思いますが、どのようなお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいま松野議員の御指摘のように、本年度までの国民健康保険基金は、保険給付費が急激に増加した場合に、その補填財源として年間の保険給付費のおよそ2カ月分をめどに積み立て、平成28年度末の国民健康保険基金残高は約5億3,000万円となっております。これは2カ月分ということで、おおよそ平均的に見てみますと5億3,000万という金額をめどにしておりました。近年、幸いにして保険給付費が、よく言われる急増することがなく、また資金繰りも繰越金が豊富であることから円滑にできているというところで、基金からの繰り入れはなくても運営ができています。今、松野議員がおっしゃった繰り返しになりますけれども、そういった形で運営ができております。

今回、補正で1億1,000万円ほどのさらに積み増しを計上させていただいておりますのは、あくまでも限度額という形で、年度の運営状況を見ながら、実際には、さらに積み増すのかどうかというところを検討する必要があるとは思いますが、積立額といたしましては、国民健康保険事業特別会計の事業勘定において決算剰余金を生じたときには、その全部または一

部を積み立てるということで基金条例のほうにうたわれておる関係もございまして、そういう予算取りをさせていただいております。

これはあくまでも29年度までということで、今回の御質問の内容にございまして、30年度から国民健康保険制度は大きな変革期を迎えておりまして、平成30年度からは県単位化、いわゆる県全体の広域化ということが実施されます。そうなりますと、制度的には、保険給付費は県から支給されることとなります。財政運営の主体として県が管理をしていくこととなり、そうしますと、保険給付の、一応今のところ全額というふうに伺っておりますけれども、これは市が医療機関にお支払いをするんですけれども、県から全額支給されるということとなりますので、そうしますと、先ほど申し上げました年間給付費の2カ月分をめどに積み立てるというところが少し見直しをする必要が出てくるというところがございまして、そういった見直しも含めまして、今後、基金の保有目的を見直す必要があるというふうに考えております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それでは、県単一化に向けての質問をいたします。

国民健康保険は、平成30年4月から運営主体を市区町村から都道府県に移すという制度創設以来の大改革を行う。それを行うため、保険事業運営のあり方や今後の対応については、市民へどのような形でいつ周知を行うのか。今の状況では混乱を招くおそれがある。また、これまでに行った経緯があるのか。そして、県下各市町の動向は把握されているのか。また、この制度が変わっても、当市では引き続き同じ事務を行うと考えるが、県が財政運営の責任主体となるということは、市町村に対し、どのような権限を持つものか。そして県単位になると、現在の保険財政安定化事業は全国的な規模になると聞いているが、規模が大きくなるメリットは何かあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） まず、国保の事業運営のあり方や、その対応についての市民の皆様への周知というところでございますけれども、今、国保の県単位化に向けて、担当課長等でそういう協議会を開いておりますけれども、岐阜県下一斉に、平成30年2月に広報に合わせまして、厚生労働省が作成しましたA4裏表刷りのチラシを配付する予定でございまして、このことにつきましては、先ほど申しました協議会等で話し合いをされておりました、県内の市町村が同様の足並みだというふうに聞いております。

今までに、じゃあどういったことを周知としてしているかということになりますけれども、今年度、平成29年度の「わかりやすい瑞穂市の予算」の9ページに国民健康保険事業について「県単位化（平成30年度から制度改革）」としまして、そのページに概要を御紹介しております。

次に、県が今後、財政運営主体となるというところがございますが、県は、県内の統一的な運営方針として国民健康保険運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進するため、市町村に対し、保険給付の点検や保険事業に必要な助言・指導を行うことになると聞いております。

これまでの国及び県の説明では、市町村の国民健康保険の広域化のメリットとして、規模の拡大による保険財政の安定化、あるいは効果的・効率的な事業運営などが掲げられております。保険財政協働安定化事業につきましては、既に今現在のところ都道府県単位で実施されており、平成27年度からは、対象を全ての医療費に拡大しております。ところが、この事業につきましては、制度改革に伴いまして新たな財政運営の仕組みが創設されることから、平成30年度からは、いわゆる廃止ということになるということで聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） わかりやすい予算とか、何かかんかということで周知をしておるということですがけれども、先般インターネットを見ていましたら、東京都のある市では、市民にホームページで公表しておるんですけれども、ページ数にすると、20ページ近くの資料を入れてホームページにやっておるんですね。部長の説明やと、多分1枚のページで終わっておるんですよ。それでは市民はわかりませんよね。やっぱりそういった周知の方法もありますので、今後、来年の4月に向けては、いろんな形での市民への周知をお願いしたいというふうに思います。

この制度が変わりますと、現在の4方式から3方式に変わるわけです。この3方式については、先般の第2回の国民健康保険運営委員会で、委員の賛成によって了承されたということがございます。それによりますと、資産割をゼロにして所得割のほうへかさ上げするわけですがけれども、シミュレーションといいますか、そのときの資料を見ますと、3回に分けて、ということは5年か6年かけて平準化をするというような格好ですがけれども、この資産割、要は国民健康保険に入ってみえる方の資産を合計しますと、4億六千七、八百万になります。これの税率27%が保険料に、皆さんに変わるわけです。これが1.2億円になるわけです。これをどうやって捻出するかということですがけれども、そこら辺の試算は市としてやられているのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまの質問でございますが、市としての試算をしているかということでございますけれども、今、県は現段階としましては、県が標準保険料率等につきまして、第3回の試算を、先日、県の説明会が9月13日にありまして、その資料は県のホームペー

ジに公開されているということでございますけれども、この資料は、県が国の依頼に基づき、算定方式が確定していない段階で仮算定をしたものでございまして、平成30年度からの保険税を試算したものではないということでございます。

したがって、決め手となる根拠が、現段階では市の保険税をどのように想定しているかといったことについて、まだ確定していない状況でございます。しかし、そういった県が示しております資料について試算をされている前提条件やその算定された試算結果を精査して、市の国民健康保険税の仮算定を含めた説明資料を作成の上、10月下旬に開催を予定しております第3回の国民健康保険協議会にお示しをしまして、御協議をいただきたいというふうに考えております。

ですので、現段階としては、お示しできるような資料というものは、残念ながら第2回までの資料で、仮算定といたしますか、そういったケースを考えてシミュレーション等を行い、資料を作成するという御了解をいただいて第2回を終わっております。もう少し具体的な例などを示しながらシミュレーションを行い、それを資料として提出して御協議をいただくということで委員からの要望等も聞いておりますので、そういった作業を現在進めている段階ということで御了解をいただきたいというふうでございます。よろしく願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 第3回目の国保運営協議会で資料をお示しして、そこで協議してもらおうという話でございますけれども、先般のシミュレーションといたしますか、第2回目ときの資料から察しますと、具体的に言いますと、国保加入者の資産税額4.46億円に対する税率27%分の1.2億円、これを確保するために、現在の所得割税率を現在の5.6から、大体1.5から2%程度増額するというものであります。また、資産割税率27%を2年ごとの3回の軽減により、所得割なおかつ均等割を増額し、そして基金を取り崩して、3分の1を3回に分けて補填するという資料であります。

私は、この国保に入っている方というのは、収入が割かし低いという方が多いと思います。ですから、その周知といたしますか、来年4月からこういうふうになりますよということを早くから周知をすると。試算で結構ですので、そういう方法もあったのではないかとこのように思います。

次に行きますけれども、この国保加入者世帯数は年度によって多少異なりますけれども、7,350世帯があります。そのうち基準所得額220万円未満が5,860世帯、またそのうち7割軽減が1,700、5割軽減が900、2割軽減が820世帯と、軽減対象世帯数は3,420世帯であります。国保加入世帯の約46%は軽減対象者であることがわかります。軽減につきましては国・市から補填されると思いますが、軽減対象者とならなかった220万円未満の世帯者の方は、3方式で保



険料を徴収する場合、所得割額が増額となるのか、これについてお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） まず3方式、いわゆる所得割、それから均等割、平等割というところで、4方式にしますと資産税割ということになりますが、資産税割をなくした場合、現行の制度でいきますと、この資産税割やら所得割というのを応能分といいます。それから均等割、平等割というところを応益分といいますけれども、この割合が50%・50%であるように設定をなさいたいということで国民健康保険法やら、それから税法に、うちは国民健康保険税ということとでいただいておりますので、税法にも定めがございます。

そうしますと、今申し上げました応能分として所得割、それから資産割ということになりますので、資産割をなくした場合、所得割に転嫁するというところ、これも前回の協議会のほうでは、それについては承知をしていただいておりますけれども、ただ極端な所得割への負担を回避するような工夫が必要ではないかというところで、基金のほうから補填も考えながら、そういった工夫をする必要があるのではないかと考えてもおりますが、ただ、国民健康保険以外の保険制度の加入者は総報酬制であるということもございまして、保険税は支払い能力に応じた負担となることはやむを得ないところもあるというふうなことも考えております。

そういったことも含めまして、所得階層別にシミュレーション等、資料を作成するなどして、運営協議会で御協議いただきたいというふうに考えております。そういった結果につきましては、周知の方法も今少し触れられておりますけれども、国民健康保険運営協議会の会議録の概要ではございますけれども、ホームページのほうに掲載させていただき、若干ではございますが、見ていただいた方には少しわかるようにということで配慮をさせていただいております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 4方式から3方式に県は算定しておるわけですが、先ほど言いましたように、資産割については一気にゼロにできませんので、執行部としても、数年にかけて減額し所得割をふやす、それから均等割をふやすというお考えだと思います。

そうしますと、この県単一化になりますと、年齢構成別に医療費支出を反映させるものであるが、それに当市の国保加入者の所得の割合を乗じるものであるが、当市、県内における国保加入者の所得の水準はどうなっているのか。当市と県内における国保加入者の所得水準についてお伺いします。

また、県からの事業費納付金の算定基準には、瑞穂市の国保加入者の所得の割合、国保加入者の割合、そして世帯数の割合を基準にして算定をされています。そこでお尋ねしますが、ど

こにも国保加入者の資産割の割合なんて、もとに計算はされておられません。瑞穂市国保は、平成30年も資産割を用いて賦課するのであれば、県からの納付算定のもとにない固定資産税割を継続することは、公平性に逸脱する行為と思われる。どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） まず所得水準のことについてですけれども、県内における所得水準といいますのは割合で示されております。県全体の平均を100%とした場合、瑞穂市の状況はどうかということになりますけれども、当市の一般被保険者1人当たりの所得水準は100.02%ということで、県全体の平均からしますと、若干ですけれども、上位にあるというところで、おおむね県平均に近いものということになります。これは、県下42市町村中では、上位から17番目ということになっております。これは県のほうから示された資料を見てということになりますけれども、これは一般被保険者の場合ということで、1人当たりの平均所得は、岐阜県では62万3,829円、それから瑞穂市では62万3,975円ということで、これは国保の課税所得というところがございますけれども、そういった状況で示されております。これは県の資料を見て御報告申し上げます。

それから、県の納付金算定の基礎に資産割がないというところがございますけれども、これにつきましては、これまでも繰り返し御説明を申し上げているところではございますけれども、岐阜県は、県内各市町村の国民健康保険事業費納付金を算定するに当たりまして、納付金算定基礎額の配分方式と、それから市町村標準保険料率の算定方式はともに3方式、いわゆる所得割、均等割、平等割の3方式を採用しています。これは、あくまでも県内各市町村が県に納める事業納付金を案分する際に3方式を採用しているということであって、ここでいう市町村標準保険料率は、各市町村が定めるべき保険税率あるいは保険料率を示すものではございません。県内の各市町村は、この標準保険料率などを参考にするということがございます。参考にはするものの、独自に保険税率を決定し、個々の事情に応じて賦課徴収するということが決められておりますので、特に問題がないといいますか、それに従って、今現在としてはその方法について3方式を目指すというところがございますけれども、その方法について、先ほどから申し上げておりますように、運営協議会で御協議をいただいて定めていきたいと考えております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 保険料は、賦課方式については、各自治体によって個別に違うということはわかります。この来年の4月から3方式だと県が言っておるんですので、3方式で現在やっている市町村もあると思うんですね。そして、なおかつ、それに向けて努力している自治体もあると言われておりますけれども、瑞穂市は3方式でやっていくのか、資産割というの

は数年間残して保険料を徴収するのか、ちょっとそこを確認します。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） まず3方式にするというところにつきましては、第2回の運営協議会のほうで、3方式または4方式のいずれにするかというところで御協議をいただきまして、3方式を選択することについて全員の御賛成をいただいております。ただ、状況といたしまして、3方式にいきなり30年4月からするのか、あるいは緩和期間といたしますか、徐々に資産割を減らして3方式に持っていくかというところにつきましては、次回の検討課題というところでございますので、まだどうするかという結論には至っておりません。事務局側といたしましては、いきなり3方式にした場合にどういった結果になるのか、あるいは2年、4年というようなことで、そういった資料を作成させていただき、御説明申し上げたいというふうに考えております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の部長さんの答弁によりますと、いろんな形は、第3回の国民健康保険運営協議会の中で決めてもらうようなことを言われておりますけれども、その協議会というのはそこで決定するわけじゃないですよ、決定権を持っておるわけじゃないんですよ。要は、お話を聞くだけですよね。最終的には行政が判断するんですよ。行政がこういうふうにしたいよということで協議会に諮っていくわけですけども、そこだけ履き違えないように、協議会が決定権を持っておるわけじゃないですから。議員の報酬を上げたのと一緒ですよ。審議会でこうですかというだけで、そこは、あとは議会並びに執行部が決めることですので、そこは履き違えないように、よろしくお願いします。

次は、後期高齢者支援分あるいは介護納付金の賦課方式、これは現行どおりであるか、ということとは税率が2.2%、均等割が1万2,200円、あるいは介護分が1万5,600円となっていますけれども、この2つの支援分については、賦課方式は制度が変わってもそのままいくのか、ちょっと確認をします。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） これにつきましてもということになりますが、前回、第2回の協議会におきまして、3方式あるいは2方式ということで、3方式を選択するというごことでもありますけれども、協議会にこれもお諮りをさせていただき、こちらにつきましては賛成多数ということになりますけれども、2方式を維持するというところでお決めいただきました。

先ほど議員御指摘のとおり、運営協議会につきましては、その決定権ということではございませんけれども、今回、市としましては重要な案件でございますので、運営協議会のほうに諮問をするという形でお諮りをさせていただいておりますので、通常の場合よりも、かなり重要

なことということで、運営協議会のほうからは諮問の内容につきまして御協議いただき、御回答いただくというところで、それぞれの立場がございますので、委員の中にはそれぞれの立場の方がお見えですので、重要な御意見をいただくというところで、それにもたれまして、また当然、税率あるいは方式、もしくはその基金の積み立て内容等を考えますと、議会にお諮りするの当然でございますので、それを参考に決めさせていただくというところで、これからも進めていきたいと考えております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 国民健康保険は、最終的といいますか、一番最後の皆さんの頼る国民健康保険でございます。したがって、入っている被保険者等については、年収といいますか、総所得額は220万円以下というのは、先ほど言いましたように大半でございます。

そういった方たちに、やはりこの制度が変わって高負担にならないようにひとつお願いをしたいとともに、その負担増については、市あるいは国の支援等は必要だと思いますけれども、どのような支援策があるのか、一つお伺いします。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 国が支援するということでございますけれども、まず今現在、県もそういった医療費の急変などに備え、国民健康保険の基金を積んでおります。この基金の、これは国保の安定化基金ということになりますけれども、そちらのほうに国からは財源が交付されており、それを平成28年度から積んでいるというところでございます。それ以外の、今まで県を經由して入ってくるような市に対する交付金ですとか、補助金につきましては、おおむね内容は変わりませんが、財政運営の主体が県に移るというところで、直接今まで市の国保会計あるいは一般会計のほうに入ってきたものが、一部制度改革で見直されるというふうには聞いております。

今のところ、県は予算科目等につきまして、こういう見直しをしますよという資料はいただいており、まだ精査中ではございますので、余り正確なことではないのかもしれませんが、制度的には、国は現在の補助金ですとか、交付金につきましては大筋今までと、さらにそういった基金の造成なんかにつきまして補助が出ているということで理解をさせていただいております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 最後になっていきますけれども、以前から執行部の答弁を聞いていますと、この制度が変わりますと、瑞穂市としては県下の皆さんを支える、当市は支える側であり、保険料も値上げということを以前から行政は答えております。

一方、国は、この制度は平成27年度に法改正して成立しておるわけですよ。これを受けて、各都道府県は平成30年から県単一化で運営していくということでございます。したがって、岐阜県も3方式で保険料を徴収するということであります。これについては、私は以前から、国保の問題について県は3方式でやるから、瑞穂市も早くからそういった試算をして、被保険者に対する理解をいただくために、早く取り入れてやったほうがいいんじゃないかということのを再三申し上げてきたわけですが、これについては全く意見を聞き入れなかったという行政の責任は重大であるというふうに考えます。

最後、要は、この資産割をなくしますから、条例を改正しないかんですけれども、この施行日ですね。来年4月からという方針でありますから、この施行日はいつになるのか。要は4月からということになりますと、市民への周知というのはいつになるのか。あるいは、周知をする期間というのが必要ではないかというふうに思いますけれども、施行日はいつになるのか、そして周知するのはどのような方法でいつやるのか、ちょっと確認をします。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） まず、現時点ではということになりますけれども、先ほど議員おっしゃるように、税率の改正あるいは制度によって、県へ納める納付金などにつきましても、条例の改正等が必要になってくるというふうに考えております。また、基金条例につきましても、先ほど申し上げましたように、改正の必要があるというふうに考えております。現時点では、12月の議会に間に合わせたいというふうに考えております。12月の議会の新制度のために、条例改正やら税率改正など、多くの事務を短い期間で処理する必要がある上、岐阜県が決定することになっております標準保険料率やいろんな係数がございまして、この確定が大きく変更された場合などには、やむを得ず、後にずれ込むということも懸念をしておりますけれども、そういったところも何とかクリアをして、12月の議会にお諮りをしたいというふうに考えております。

施行日につきましては、平成30年4月1日ということで考えさせていただいております。12月の議会で確定していただいた内容につきましてということで、周知なり、あるいは協議会の内容等につきまして、先ほど申しましたように、概要版でございますが、ホームページ等で掲載しながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 12月議会に間に合わせて、4月1日の施行日という話です。

1点ちょっとだけ確認しますけれども、従前は7月からお金を納付するわけですが、この資産割というのは、なくなれば、皆さんから何回かに分けてやりますね、それは7月になるのか、方法が変わっても。これ、どうなるんですかね。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 賦課方式等につきましては見直しが必要というところで、今、御協議いただいているということですのでけれども、算定の時期というのは基本的には変わらないというふうに考えておりますので、7月に本算定をさせていただき、それ以前の方につきましては、従前の形で仮算定をするということになるかと思っておりますけれども、7月の本算定をさせていただき、税額、納付額を決定させていただいて、年9回で割り、端数は一部初回にということになりますけれども、その辺は今のところ変わらないという予定をしております。

〔17番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） わかりました。

じゃあ、次の待機児童対策についてお伺いします。

通告にあります1、2、3は、きのう、小川議員も関連でやっていますので、省略をさせていただくということで、ちょっと時間的な問題でございます。

待機児童対策解消は、現在までに公立保育所の施設改修、別府保育所東棟で未満児受け入れ、また民間では小規模保育所開設、まめっこ保育園、企業主導型保育所、これはみずほ野田いな穂すくすく保育園ですか、そして平成30年4月に向け、清流みずほの増築、ニチイ学館による小規模保育事業開始などで、平成30年4月時点では待機児童は解消されるのか。

それから、現在、待機児童は隠れを入れて37名になるわけですがけれども、この平成30年4月時点でこの待機児童がまず解消できるか、ちょっとお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の30年4月時点で、待機児童は解消されるのかということでございます。

保育施設の整備を行いまして、待機児童の解消に努めているわけですが、現状としては、待機児童の解消がまだなかなか追いついていないということで、発生している現状が続いております。

当市では、施設整備を上回るペースで、未就学児のいる若い世帯の増加、また3歳未満児を持つ母親の就労、育児休業からの復帰等によりまして保育所のニーズがふえています。子供さんはいるんですけれども、現にいる3歳未満の方が、お母さんの就労によって預けたいという人がふえているということですね。以前は、3歳以上で幼稚園型とか保育所でよかったんですけれども、3歳未満児のところからも預けて働きたいよというニーズが多いということですね。その点が大きく変わっています。

今年度も、引き続き保育施設の整備を行っていきます。本田地区に小規模保育所の新設、清流みずほ認定こども園の増築を行って、待機児童の解消に努めていくということです。ただ、

31年4月の穂積保育所、民間活力を導入した公私連携型保育所として未満児可能なというものをやっておりますけれども、清流みずほ認定こども園の増築がこの30年4月に見込んでいたんですが、ちょっと下がっております。その関係性もありまして、30年4月にはなかなか難しいかなあというふうな感じがしております。全くゼロということにはならないということがありますが、31年4月になりましたら、ほかのこともありますし、穂積も変わってきますので、何とか見込めるのではないかと考えています。

私ども教育委員会のほうとしましては、お母さんの就労がよくなるということは、経済的にはよくなっているという指標でもございますし、転入が多いということは、この瑞穂が活性化しているということもございますので、待機児童がいるとは怒られますが、何とかこれは歯を食いしばって続けていくということが、私の本懐かなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 37名の隠れを入れた待機児童は、平成30年4月にゼロになるという見込みで行政は進めていたが、清流の増築について少しおくれるから、待機児童は発生しますよということによろしいですね。

ちょっと聞いた話ですけれども、穂積保育所は、平成31年4月の公私連携保育型の保育所の開設に向けて、先般も9月16日に会議等がございまして、進めておるわけですがけれども、この穂積保育所は現設備を壊す、そして仮園舎をつくと、ここまでは行政が行うわけですがけれども、仮園舎をつくって、その後にそこへお子さんを入れて、既設の園舎を壊すわけですがけれども、その園舎の活用について、ある自治会が使いたいという話が耳に聞こえてきましたが、これは事実ですか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の話、初めて私も聞くんですけれども、園舎というのは旧の園舎、今の旧の園舎。私は聞いたこともございません。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 東側に仮園舎を建てて、今おる子供たちの園舎を壊すんですけど、この園舎を使用したいと、ある一部について使用したいという話が入ってきました。事実ですか、副市長。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） まだほんの昨日ですが、そのような御要望があるというお話を聞いておりますけれども、今現在の、多分言ってみえるのは職員室のすぐ南側の遊戯室だと思います

けれども、あの遊戯室もかなり古いものでございますので、あれをお使いいただいているのはちょっと難しいと考えております。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） これは、ある自治会といいますか、周辺の自治会ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） はい。周辺の自治会ということでよろしいかと思えます。

[17番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この話は、私初めて聞きましたので、ちょっとよそから入ってきたので、御質問したわけですがけれども、ちょっと慎重によろしくお願ひしたいと思ひます。最後になります。

当市も、近い将来には人口減少を迎える。近年では、小規模保育所や民間保育所の参入が積極的であり、保育所整備計画の見直しや今後の市立保育所のあり方など、子育て支援についてどのように考えているか。

私は、今の穂積保育所といいますか、瑞穂市全体の市立の保育所の形態については、そろそろ見直しをしないかなあというふうに考えております。そこで、国のほうでは子ども・子育て支援新制度、ここでは保育園は待機児童問題、幼稚園は少子化により定員割れと、こうした双方のニーズを満たす目的で認定こども園制度は改善されてきました。方法としては、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園がありますが、当市や地域の事情、保護者のニーズ等を十分把握して進めていただくことが寛容だと思いますけれども、今後の見直し等についてどのようにお考えか、執行部、教育委員会、よろしくお願ひします。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 保育所というところは、就労時間が長い方の子供を預かりますという状態なので、母親がパート等で就労時間が短くなると、出てくださいねという状況なんです。それというのは、やっぱり子供の環境が激変する、入ったり出たりというのは余りよろしいことではないんですね。ですので、このような母親の就労時間が変化しても、認定こども園のような場合は退所しなくても済むということがありますので、子供の環境の変化を抑えるためにも、市立保育所の認定こども園化への研究だとか、あと今回来てもらえる、これから公私連携型をやっておりますが、そちらも保育所型認定こども園にできるだけ早く切りかえてもらうだとか、そんなようなことを進めていこうと思っておりますので、よろしく御理解願ひたい



と思います。

○17番（松野藤四郎君） ありがとうございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、17番の松野藤四郎君の質問は終わりました。

続きまして、6番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 議席番号6番 杉原克巳でございます。

本日は、貴重なお時間をお割きいただき、議会に傍聴していただき本当にありがとうございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたもので、4点に絞りまして質問をさせていただきます。

まず、最初に企業誘致に向けた土地利用基本構想の取り組み状況についてと、それから2つ目は、行政の事務事業評価制度について、それから3点目は、買い物支援事業（移動スーパーマーケット）の検討についてと、そうしまして最後は、富有柿の直売所の設置及びPR活動の支援についてという、この4点について執行部のほうに質問をさせていただきます。

では、これより質問席に戻りまして質問をさせていただきます。

では、最初に、市長と都市整備部長にお尋ねをいたします。

まず、企業誘致に向けた土地利用基本構想の進捗状況についてでございます。

昨日、若園議員がこの質問をされまして、重複を一部いたしますが、あえて質問をさせていただきます。

6月の定例会において、一般会計予算で企業誘致に向けた土地利用基本構想の策定委託料ということで、998万8,000円が認められました。そこで、7月11日に行政と産業建設委員のメンバーにより、近隣市町、要するに本巢市と隣の安八町の都市計画の先進事例、成功事例を視察に行っていました。

まず、最初にお隣の安八町を訪問させていただきました。先方の担当者より、土地利用計画、中でも安八スマートインター隣接地の開発計画、そうしまして2つ目には、企業誘致の手法と状況等の説明を拝聴してまいりました。当町は、工業専用地域を中心に、既に十数社の企業誘致に成功しておりまして、今後の土地利用計画は、安八スマートインター隣接地を中心に企業誘致を推進するというところでございます。その誘致の方法は、オーダーメイド型が中心で、既に企業リサーチを進め、その意見を参考に計画を推進しておるというお話でございました。その後、スマートインターチェンジの現場を視察してきました。

続いて、お隣の本巢市を訪問し、うすずみ研修センターで、本巢市における工業用開発概要について産業建設部長による説明を受けました。ポイントは、屋井工業団地が最後の大型案件であると。今後は、高速道路のインターチェンジに近いところが進出企業のニーズが高く、さ

らに進出可能性がある企業の候補地として、敷地面積は2ヘクタール未満が希望されているところであるということで、本巢市としましては6カ所をリストアップされまして、そのうち、旧本巢町の1カ所につきましては10ヘクタール弱を確保し、他の5カ所は3ヘクタール前後の面積の用地確保で、計画を今進めておるといってお話がありました。

その誘致の方法として2つございまして、隣接拡張型、要するにこれは民間企業みずからが実施すると。もう一つはオーダーメイド型、先ほど安八町が促進をしておる誘致方法でございますね。その隣接拡張型といいますのは、企業みずからが産業誘致地域の隣接地に開発許可を得て、農振除外、農地転用の手続を経て造成を進める方法だと。それから、オーダーメイドはこの言葉のとおりで、この方式は、市が進出する企業の希望する面積や位置に合わせた計画をし、産業誘導地区、隣接地に工業用地を取得、造成、企業への分譲をする方式であるということでございます。ただ、これらの工事につきましては、全て農用地区域が除外、農地転用が必要であり、ほかにも個別に解決をせねばならない課題が内包しているということでございます。

ただ本巢市は、皆様方御承知のように、企業誘致には積極的で、上位機関である県との連携を後ろ盾にして事業展開をしてきた経緯があり、その誘致推進には自信が感じられました。また苦労話といたしまして、事業推進には当初試行錯誤があり、なかなかスムーズに進行ができなかったというようなお話もございました。説明を聞いておりますうちに、行政サイドはこの事業に自信がみなぎっているような印象を私は受けました。

そこで、市長に質問をさせていただきます。

この事業は、本市にとって大型プロジェクト事業として位置づけられると私は考えますが、市長の事業推進の決意と、この事業を完遂するための別途組織を当然私は編成をせないけないと思うわけでございますが、その事業に傾注体制を考えられておられると推察いたしますが、お考えを最初にお示し願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それじゃあ、時間が押していってしまいますので、早口でしゃべらせてもらいます。

昨年12月ぐらいのときに、これから農工法、要するに農振地域に対しましてこのままではいけない、それと同時に、調整区域もこのままではいけないんじゃないかというところで、国のほうに質問いたしました。そのときに返事が来ましたが、来年の6月になったら、その部分は大きく変わりますと。ただし、調整区域のほうは難しいですが、農振地域の白地というものに対して解釈が変わってきます。6月の通常国会をお待ちくださいということになりました。

それで、せんだっての6月国会、ここで農工法の変更ということで、農工法の幅を広げるといって回答がございました。それにつきまして、県のほう、そしてまた国のほうに再度尋ねた上で、私どもの鹿野部長、そして藤井政策企画監とともにどういうふうやっていったら

いいかというところで、その中にありまして、逆に農振地域ということで大きな土地が守られてきたということで解釈を全く逆さまに考えまして、一遍やってみることができるんじゃないかというところで、県のほう、そしてまた国のほうに相談に行ってみまして、今その中で推し進めている状況でございますので、今現在の状況は、鹿野部長のほうから御報告いたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 一部答弁が重なるかもしれませんが、企業誘致につきましては、瑞穂市にとりましては、早くから都市計画による線引きで住居系・商業系・工業系の用途地域により、また農振区域内においては、先ほど申しました農村地域工業等導入促進法によりまして、その土地利用のコントロールをしてきたのがこれまででございます。

新たな企業の進出となりますと、なかなかまとまった土地が見られず、今回、6月の国会で農村地域工業等導入促進法の改正、それから地域未来投資促進法、この2つの法律が成立したということ、それから高速道路の延伸だとか、その付近に新たなインターチェンジが開通するといった社会経済情勢の変化により、企業誘致に関しましては新たな可能性が出てきたところであり、市としましては財源確保、雇用の創出、人口減少の歯どめに影響してくるものと思いますので、非常に重要な政策の一つとして位置づけておるところでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） ありがとうございます。

それでは、また部長にお話をお伺いしたいんですけど、我々産建のメンバーと一緒に部長も同行して、2地域と一緒に行って視察をされてきましたんですけど、そこでお感じになられたことがあると思うんですよね。そこら辺をちょっと忌憚のない意見ということで、一つ御披露いただければと思っておるわけです。よろしくをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） さきの産業建設委員会の委員の議員研修に同行して感想ということでございますが、まず安八町につきましては、安八町のスマートインターチェンジが今建設中で、その目の前に工業専用地域を指定する方法、いわゆる今現在の市街化調整区域を市街化に編入して、そこに工業専用地域を指定して企業誘致を拡大されるという方法でございます。我々としては、最もオーソドックスな方法で行われるというふうに思っております。

本巣市におきましては、分譲地完売までに少し時間がかかったようでございますが、今回の東海環状自動車のインターチェンジの開通見通しを見込んで、既に次の計画を立てておみえであるようです。

各市町において、都市計画や農振地域など、その土地利用状況は違いますが、瑞穂市として

も今回実現できるような方法を模索し、このタイミングを逃すことのないよう実施する必要があるというふうに感じました。

[ 6 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） きのう、若園議員の質問に際しまして、何か具体的にアクションが、企業のほうにアンケートとか何とか等、私ちょっとはつきり聞き取れなかったんですけど、そこら辺、もう少し具体的に、もし間違っておったらいけませんもので。きのう、具体的にちょっと作業工程上のお話がありましたので、そこら辺をちょっと御披露いただけないかなと思っているんですけど、お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 6月の瑞穂市議会のほうで補正予算をとらせていただきまして、既に8月より、土地利用基本構想等の策定に取り組んでおるところでございます。

現在は、新たな工場用地の需要を把握するとともに、誘致企業のニーズに対応した工場用地の整備を目的として、国でいいますと、総務省にあります経済センサス、それから経済産業省の工場立地動向調査、これは全国だとか岐阜県、それから瑞穂市の市町村内総生産、これらの動向を分析いたしまして、瑞穂市内にある企業を対象に資本金1,000万円以上、それから従業員が20人を超える企業というところを抽出いたしまして、その中でも、業種としましては製造業、それから運輸・郵便業、それから、卸売・小売業といった企業に規模の拡大や移転する可能性が大きい業種を絞り込みまして、市内で立地している理由や新規に工場等を立地することで重要視する要素、現在の計画や立地希望される地域、そのときの条件等のアンケートを、先ほど申し上げました対象事業者宛てに送付したところでございます。

今後は、このアンケート結果によりまして、事業者の求めます用地の規模だとか、この統計による業種ごとの平均的な用地規模を踏まえまして、瑞穂市での企業誘致用地の規模の検討を実施してまいります。また、その想定企業の誘致用地規模をもとに、企業誘致用地、位置の絞り込みや土地のゾーニングの検討を行いまして、実現可能な事業手法により概算工事費等の算出を行って、実施計画を作成してまいりたいと考えております。

[ 6 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） 今、部長のほうからるる御説明いただきまして、これはやはり事業を推進していくために一番大事なリサーチだと思うんですね。ですから、そこら辺をしっかりとっていただきまして、とにかくこれ、本市にとりまして最初の大きな事業だと思うんですね。ここをうまく成功しないと、次に事業というものは続きませんもんですから、しっかり時間をかけてやっていただくということをお願いしたいと思います。

私も産業政策を中心にいろいろ勉強させていただいておるんですけど、これで行政もやはりバランスのとれた、私は民間会社出身ですから、経営のバランスがとれた行政をやっていただけるというふうに期待をしておりますから、ぜひとも市民の皆様にも御期待に沿えるような施策運営をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

次に、2番目の項目といたしまして、企画部長にお尋ねをいたします。

事務事業評価制度についてお尋ねをいたします。

この事務事業評価システムといいますのは、1996年、当時の三重県知事の北川正恭さんが提唱され、取り組みが全国に伝播し、2009年には、全国の市の自治体では7割半ばくらいに達し、それ以後も導入自治体がふえているという状況でございます。北川さんは、皆様御承知のように、早稲田大学の名誉教授で、2003年に日本新語・流行語大賞受賞、受賞語「マニフェスト」で一躍有名になった方でございます。

前置きはこれくらいにしておきまして、本市のホームページを見ますと、第2次総合計画の中で、行政評価制度の弾力的運用と業務の改善を実施すると。また、瑞穂市のまち・ひと・しごと創生総合戦略で示す長期的な展望を見据えつつ、総合戦略に位置づけする施策、事業と連動し、具体的な政策の展開を図るとされています。これらの計画は、事業ごとに目標指標を定め、その実績を検証し、改善を継続的に行っていくものであります。その検証は、瑞穂市総合計画等評価審議会において、その任に当たると明記をされております。本市は、27年度から運用が開始され、まだ適切な評価はなかなかできない状態と考えます。

今回は、事務事業評価に焦点を絞り、質問をさせていただきます。

一般的に、事務事業評価の定義と運用について、ここで若干述べさせていただきます。

事務事業評価とは、市が行う事務事業、要するに仕事ですね。仕事について事務の必要性や目的を明確化し、事業の活動に対して得られる成果などを指標による客観的数値を用いながら分析評価を行い、その結果を踏まえ、今後の事務事業の方向性を検討し、業務改善や事務事業の再編・整理に反映させようとするものであると言われております。

きのうからもいろいろ言葉が出ておりますけれども、事務評価のマネジメントサイクルの中の位置づけは、プラン・ドゥー・チェック・アクションというマネジメントサイクルの中で、チェック・アクションに相当するもので、実施した事業等を客観的に評価し、その結果を翌年に生かしていく手段という考え方ができるわけでございます。したがって、業績評価により明らかになった課題を迅速に次の計画等に反映していくことが、市民本位の市政や市民の立場に立脚した市政に変えていくという行政改革の手段の一つとも考えられております。

また、行政の活動レベルは、政策体系において、一番上位が政策、施策、それから一番下位が事務事業という3層、要するにピラミッドの構造として捉えることができ、これらはお互いに目的と手段との関係を持ちながら一つの体系をなしていると解されています。

すなわち、政策とは行政の基本的な方向づけを示すものであります。施策とは、政策を実現するための具体的な方策・対策であります。事務事業とは、施策を実現するための具体的な手段であると定義づけられております。また、評価はそれぞれのレベルにおきまして、一番上位であります政策・施策評価の一つのグループと、それから事務事業評価に分けて評価するのが一般的に行われております。さらに、事務事業の対象事業といたしましては、一般会計、それから水道会計に属する事業として、市民対象としない内部管理事務や法令等により義務づけられている事務事業については評価方式がなじまないというふうにされ、評価対象から除外をされております。そうしまして、事業といたしまして、新事業でかつ継続事業を一応対象にしております。

また、行政によっては、要するに政令都市なんかですと1,000万円以上、それから中規模、我々の地域ですと、先般も企画部長からちょっと資料を見せていただきましたんですけど、大体100万円以上が基準とされているようなことでございます。

要は、この一番問題になりますのは評価基準の視点でございます。これが、要するに効率性、市民の満足性、公共性、公平性、必要性などで総合評価を下すのが業績評価の位置づけなんでございます。

そのようなことで、私もホームページで他の行政機関の運用状況をいろいろ見まして、本市の今の制度の運用実施状況について企画部長に質問をさせていただきます。

3点ございます。

まず1点は、先ほども言いましたように、まだ運用を実は始めまして年数が浅うございますから、まだ手探り状態だと思いますが、やはり1年でも実施するということは、それなりの課題というものが当然浮き彫りにされてくると思います。そこで、何か課題がありましたら、一つお願いをしたいなあと考えておりますけど。

2つ目は、事業対象案件を俎上に上げる場合の基準設定というのは、どういうもので基準を設定されているかですね。

本市の場合を見ますと、私もまだ勉強不足でいけませんけど、一般の行政体とちょっと指標目的が違っておるわけなんですね。といいますのは、そのシート自体は、内容的には一緒なんですけど、私の理解が間違っておったらまた教えてください。本市の場合は、新年度予算の編成に当たり、ヒアリングシートを作成しておると。それは予算査定に使っているということなんですね。一般的には事業の成果の評価に、うちの場合は、フォーマットを見せていただいたら総合評価点というのはないんですよ。一般の行政は、ちゃんと総合評価とあるんですよ、A、B、C、D、Eとね。ですから、そこら辺でやはり指標目的がちょっと違っておるのかなあとということと、それから質問の3つ目なんですけど、ホームページ上にこの結果が明示をされておりますけど、そこら辺、市民の評価とか意見等、結果について何かコメントがございました

ら、ここで御披露いただきたいというふうに思っております。

この3点、企画部長、お願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） それでは、ただいまの杉原議員の事務事業評価制度についての御質問にお答えいたします。

最初に、運用上の課題はないかということでございますが、前置きで事業ヒアリングシートの活用状況をちょっとまずお話ししたいと思います。

現在、事業ヒアリングシートの活用についてですが、新年度予算編成に当たりましては、新規事業、主要事業、そして懸案事業、継続事業という4つに分類しまして、実施期間、事業費などの事業内容に加えまして、特に評価という視点では、全てのヒアリングシートで事業の計画性、公益性、緊急性、効率性、将来性について、A、B、Cなど評価をしているところでございます。これら評価については、決算認定後に各所管課において毎年評価をし、新年度の予算編成で活用している状況でございます。

また、当市の場合は、事業ヒアリングシートとは別に、まち・ひと・しごと創生総合戦略、及び平成28年度に作成しました第2次総合計画に掲げた事業についても、産・官・学・金・労・言関係の方や自治会、教育、福祉の方などに委員となっただき、外部評価を行っており、より効果の高い施策・事業を展開するために、これらの評価に基づいて各施策・事業について、新設、拡充、縮小、廃止というような見直しを行っており、ホームページでも公開しているところでございます。

また、教育委員会においても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、毎年教育委員会の事務の管理及び執行の状況について、3名の学識経験者の御意見、そして助言を取り入れ、事業の点検及び評価を行って事業の見直しを検証し、ホームページで公開しているところでございます。

議員御質問の制度上の運営上の課題という点につきましては、そういった事業ヒアリングシートについては、現在、新規事業、主要事業、懸案事業、継続事業と分類しまして、29年度では176事業のシートを作成していますが、その全てを公開しているわけではなく、その中から新年度予算において市民の関心の高いもののみを公開している状況でございます。課題としましては、全てのシートについてどのように事業評価をし、市民への説明をしていくかという点も課題になっていると思っております。

次に、事務事業評価対象案件にするための基準設定はあるかという御質問でございます。

事務事業評価対象とするものについては、全ての事業において評価対象としなければいけないと考えておりますが、現在は新規事業や主要事業など、市民の関心の高いものを基準にヒアリング及び公開している状況であるということでございます。

また、市民の意見、そして評価結果の反応はどうかという御質問でございますが、現在ホームページ等で公開しておるところでございますが、事業ヒアリングシートについて、今のところ市民の意見、評価結果に対する御意見はないところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[ 6 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） ちょっと急がせていただきます。

3番目は、買い物支援事業、移動スーパーマーケットの検討について、福祉部長にお尋ねをいたします。

現在、全国に700万人と言われる買い物弱者をサポートする移動スーパーが、新しい形態の小売業として各地で出現をしております。この形態は古く、試行錯誤を繰り返し、消費者に受け入れられる状況になってきているというふうに考えています。昨今、移動スーパーは総合スーパー（GMS）やコンビニにも拡大、例えばイオンさんでは青森、宮城、岩手、千葉、山口、イトーヨーカドーさんは北海道、長野、岩手、福島、東京などで展開をしております。コンビニのローソンさんは、19都道府県の50店舗が移動販売や高齢者施設などで出張販売を実施しております。そこには、スーパーが単独で本格的に市場に参加する場合と、自治体と提携し生活支援を行う場合がございます。そもそもこれらの事業は、民間企業やNPO法人、社会福祉法人などが手がけており、自治体が補助金などで支援をしているケースが多く見受けられます。今後、移動スーパーのニーズはますます高くなっていく気配があると考えます。民間企業では、単独では採算という観点から見ますと、なかなか厳しい状況下にあると言えます。特に地方においては、スーパーの出店計画を見ますと、件数も減り、出店も郊外店が目立ち、市街地、隣接住宅団地等へのオープンは限定的となっております。投資効率の観点から見ても、いたし方がない現象だと考えております。

他方、消費者は高齢者の割合がふえ、体が不自由な人など、買い物の行動範囲も比較的狭くなってきているのが現状でございます。昨今、購入手段としまして種々の方法があり、例えばインターネット販売や宅配サービスなどさまざまな形態がありますが、消費者である高齢者は、商品を手でとり、目で見えて買うことができる移動販売で行うことが、買い物の楽しさが味わえるメリットがあると考えられております。また、別の効果といたしまして、巡回訪問時の見守りや防犯協力ができるメリット等もあると考えられております。

他方、最近シティバス、デマンドバスや路線バスを利用して、停留所まで行けない人のために、乗り合い自動車でスーパーへの無料の送迎をし、買い物の足を支える社会福祉協議会が外出・移動手段支援事業をスタートさせた旨の記事も目にしました。

そこで福祉部長に質問いたしますが、地元のローカルSM（スーパーマーケット）と協力体



制をとり、支援が考えられないか。特にこれから高齢者が多く、体が不自由な方が多いと考えられる住宅団地、それから、スーパーマーケットまでに交通手段が必要な地域等に住居を構えておられる方々をターゲットに、マーケットリサーチを試みる予定はないでしょうか。前向きに御検討をお願いいたします。じゃあ、ひとつお答え願います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 杉原議員の移動スーパーマーケットの御質問にお答えをいたします。

御質問にもありましたように、全国における買い物難民は約700万人と言われていています。また、その予備軍は600万人とも言われています。この原因に考えられるのは、スーパーの大型化・郊外化により地元の商店が撤退し、核家族化で高齢世帯、高齢者の単身世帯になり、公共交通網が行き届かないことがあります。

当市でも、老人福祉計画策定に係る高齢者支援のアンケートの中での困り事としては、病院、買い物に行くのに交通手段が不便で、買い物にも行けないということがよくございます。一概に買い物に行けないという方にも幾つかの段階があるというふうに考えています。お体が元気な方は自転車や徒歩でも行くことができますと思います。これらの方を、何かあったときの心配するようなレベルの段階というふうになります。この段階の方には、店舗に行かずに購入する注文販売やネットショップなどの宅配サービス、インターネットを通じたサービスがあると思います。高齢者の中には、携帯のスマートフォンやパソコン、インターネットが十分使えない方もおられることから、ネットサービスだけでは不十分と考えています。本田団地で実施されている、スーパーまで送迎するサービスもございます。介護ヘルパーさんに買い物を依頼することもあります。また、タクシーで行かれる人もあると考えます。

また、最近ではスーパーが巨大化し、自分の欲しいものを探すのに一苦労されることもあるようです。一番シンプルでわかりやすく、満足度が高いのが移動スーパーと言われていています。移動スーパーは、御質問にもありましたように、ややこしい手続がなく、実際に見て買えるスーパーが週に2回玄関先まで来てくれるというような便利な手段です。直接話をしたり、コミュニケーションをとることにより脳の活性化や、社会とのかかわりを保つことにより高齢者が元気で過ごすことに寄与したり、また定期的買い物することによって見守りにつながるといふことで、実際に体調が悪いときに連携体制などがとれたという事例もあるようです。問題となる事例というのは、御質問にもあったように、高齢で病気でお体が不自由になり、しかも身内が近くにいなくて公的なサービス等に頼らない人になります。

そこで、ことしの3月に、職員を移動スーパーの視察に行かせています。具体的に導入される移動スーパーの仕組みを運営する事業者から直接情報収集を行いながら、参入し、成り立つものなのかどうかということを経営者が情報収集することが目的で行かせています。その報告からも、御質問の趣旨にあるように、地元スーパーとの協力体制という部分もありますが、これから大

手スーパーが行う移動販売とは違って、これらの店舗で補い切れないすき間の部分に視点を合わせているというふうに伺っています。軽トラック1台で400品目、1,000点の商品を置いて、人口2万人あたりに1台の移動スーパーが導入できるという可能性があるというふうに伺っています。これには自治体の補助金も必要になることから、高齢者の増加に伴って、ふえつつあるニーズをしっかりとキャッチし、瑞穂市の今のこの現状で経営が成り立つのか、慎重に判断をしないとしないところでは。

高齢者で移動手段がない場合やお体が不自由になった場合におけるニーズの調査を、住民主体の買い物支援サービスやネット販売などと共生するような観点に留意しながら、朝日大学と連携して、この調査をしたいと考えております。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） ぜひ前向きに、当然本当にこれ、10年、20年先の話じゃないですから、もう本当に中期的、5年先の話ですから、そこら辺はやはり行政もリードタイムは余りございませんから、しっかり他市町の状況等もいろいろお調べいただいて、いつでも対応できるような準備体制をとっていただきたいというふうに考えております。

では、最後の質問になりますが、また市長と都市整備部長お二人に御質問をさせていただきます。

富有柿の直売所の設置及びPRの支援についてということでございます。

実は、今月の12日の岐阜新聞も中日新聞も一緒ですけど、朝刊に、アメリカが日本柿の輸入解禁という記事を、皆さんも新聞を見られた方は目に入ったようでございますが、日本政府が1980年代にアメリカに日本産の柿の輸入の解禁をするように要請をしてきましたが、アメリカもようやく輸出する柿の病害虫を防ぐ日本側の検疫体制が整ったと判断し、長年の懸案が解決し、柿の輸出のめどがたち、柿生産者の活性化につながる可能性が出てきたと私は考えております。早ければ、年内の和歌山県がテストというんですか、本番というんですか、出荷をするようなコメントも出ておりました。

農水省によりますと、2016年度の年産の収穫量は、柿が全国で23万2,900トン、都道府県別でいきますと、1位が和歌山県で4万6,500トン、2位が奈良県で3万4,200トン、3位が福岡県で1万6,400トンと、4位に岐阜県が入っております。1万5,900トン。5位が、お隣の愛知県が1万5,200トンというふうになっております。我々、私も柿生産者でございますから、このニュースを聞きまして、生産意欲をかき立てる久々な良報なニュースだというふうに歓迎をしたわけでございます。

そこで、昨年12月にも一般質問で富有柿の支援策について、直売所の支援ができないかという問いをさせていただきました。適地といたしまして、この国道21号線に設置する岐阜グラ

ンドボウルさんの敷地を借用して、その収穫時だけは、要するにシーズン中には仮設店舗で販売できる支援体制ができないかということで提案をさせていただきましたが、急な質問で、なかなかそのときの御準備もできていないということで、その場合は、岐阜グランドボウルも含めて前向きに検討しますという御返事を頂戴いたしました。その後、状況変化がありまして、私は国道21号線に非常にこだわるわけなんですけど、本市の保有地、要するに未使用地で活用できる場所があれば、それが最適じゃないかなあというふうに思っておるようなわけでございます。

私は、これほどこだわる理由が一つあるんですね。それは、隣の大野町が東海環状自動車道西回りの大野神戸インター付近の県道53号線岐阜関ヶ原線の下磯交差点付近に、御承知の方はお見えになると思いますけど、パレットピアおおのという大きい道の駅のオープンが決定しておりまして、ますます柿の販売競争の激化が予想されます。

したがって我々、特に中心は巣南地域でございますが、この2大生産地、糸貫と大野のコンペティターを相手にして戦わなくてはなりません。早急にその対応策を考えないと、まさに埋没をしてしまうというふうに私は懸念をしておるわけでございます。

そこで、打開策の一つとして、商品の販売所とあわせまして、発祥の地のブランド政策の積極的なPRというものを再度ここで再考せねばならないタイミングに来ておるのではないかなあというふうに思っておるわけでございます。

私も21号線の中原交差点から西のほう、今回質問するためにちょっと車で行ってきました。富有柿の宣伝・広告塔が何にもないんですね。本当に私、寂しい限りで帰ってきましたが、そんなことを言っておってもいけませんもんで、そこで提案でございますけれども、まず一つは、背景として国道21号線は日々本当に大変な交通量で、しかも県外の車が多く、PR効果は、私は大だと思っております。ここができましたら、インのマーケットじゃなくて、アウトのマーケットにせないかんといかんと思っておりますね。

ですから、そこで私が提案として3つほど考えました。市のサッカーグラウンドがございませぬ。あそこの南側にフェンスがありますわね。フェンスいっぱい横断幕を張れないかということですね。それで一つのPRということ。それから、これは道路交通法上問題があるかわかりませんが、道路にのぼり旗を立てられんかなあ。「富有柿発祥の地 瑞穂」というですね。

それから3つ目には、JR東海道線で電車の車窓からPR看板、要するに先ほども言いましたように、市の未使用地のところに「富有柿発祥の地 瑞穂」という大きな看板を掲げるというようなことも私はちょっと考えたんですけど、これらの費用は、何か午前中もきょう言われましたんですけど、ふるさと納税基金ですね。これ、我々もふるさと納税に富有柿を使っておりますから、これは使っても別に市民の皆さんは誰も反対はされませんから、そういう意味

で、この基金を活用して、ひとつ行政としてのサポートをしていただけないかというふうに考えておるようなわけでございます。

我々生産者としてできることは自助努力はしますが、商品の品質向上に努め、市場での認知力をアップしまして差別化を図る、または収穫力の維持確保に努力をする、耕作面積の確保と、こういうことで我々生産者も頑張りますから、行政の方はそこら辺で、そこら辺と言ったらちょっと言葉は語弊があるんですけど、我々のない知恵を、非常に皆さん優秀なスタッフばかりでございますから、そこら辺をサポートしていただくということでお願いをしたいなあということで、来月早々から、富有柿もわせ柿でございます早秋とか太秋が出荷に入りまして、今月の30日は目ぞろえ会があるようなことで、富有柿は10月28日の土曜日に、ちょっとPRになりますけど、目ぞろえ会をやりまして、11月3日ごろから本格的な出荷ということでございますから、柿振興会の役員の方と行政の方がミーティングをしていただきまして、行政から、先ほども言いましたように、知恵のあるブレンでございますから、柿振興会にとりましては、行政は。ですから、そこら辺を含めましてサポートができないか、いろんな方策もまた御助言をいただければ、柿生産者の方も、私を初め皆さん大変喜ばれるというふうに思っておりますから、一つ御協力をお願いしたいということで、市長と都市整備部長にお考えを一つお願いしたいというふうに思っております。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 国道21号沿いの市の土地にあります場所につきましては、前回もお話ししましたように、穂積グラウンドの駐車場がございますので、こちらはグラウンドの使用者の駐車場となっておりますけど、土・日等の使用方法に制限が加えられたりすることもありますけど、国道のすぐそばであるというところから、その場所を直売所やPRの場所の候補地として現在柿振興会と調整しておりますし、議員が今提案されましたようなサッカーグラウンドのフェンスに横断幕だとか、のぼりということも、その中で調整を図っていきたいと思います。

あと、岐阜市や羽島市での近隣市町のイベントの中でも、地域の特産品を展示販売できる場所の紹介をしたり、以前に杉原議員からの御提案だったか、ちょっと定かではありませんが、駅前で従来の柿の直売所を設けてやっておりますけど、その買われる方と言われると、瑞穂市の方が従来日常的に柿を見ている中で、本当にそれは買われるんでしょうかというようなところで、もっと広域的に関西とか西日本、そちらへ帰られる方のお土産にしたらどうかということもありまして、NEXCO中日本の名神高速道路の養老サービスエリアでの敷地内をお借りして限定販売など、そういうこともできるということで、市で得た情報を随時提供してまいりたいと考えております。

市では、昨年に引き続きまして、東京で開催されます岐阜県人会においても富有柿の無料配

付、それからこれにあわせて柿の注文書の配付、ふるさと納税のPR活動を積極的に展開していく予定でございます。今後も柿振興会の皆様方と協力しながら、また柿振興会による精力的な販売活動を今後も期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 私がちょうど市長になったころは、とにかく柿の木を切ると、もう畑に戻すんやという話ばかりのときでございまして、何でこうなるんかいなと思って非常に疑問を持ちまして、これだけ有名な富有柿を瑞穂でつくっておるやないかということで調べてみまして、また農協のほうにも相談に行きましたら、瑞穂の分なんてほんのちょっとなんやわと。まさに差別化なんですよ。

それで、瑞穂の生産者の方に非常に申しわけない言い方かもしれませんが、瑞穂の富有柿は色が悪い、はっきり言ってね。これはどうしてもやっぱり寒暖の差の違い、それからどうしても違いがあります。黄色なんですよ。ただ、ここで黄色だからこそ金色だということで、「ゴールドパーシモン」ということで売れないかということで、また農協の方とも相談しました。そうしたら、とてもじゃないけど、そんな横文字みたい要らんわいなと言わんばかりで、そのときのふるさと納税を調べてみたら二百数十万円、これが精いっぱい、それで赤字が800万弱赤字でございました。

それじゃあということで、ふるさと納税を注文するときには、どんなときに注文されるやろうということを連想しました。やはり奥さんに相談したりとか、彼女に相談したりとかで夕食どきが多いんじゃないかなと想定できました。それじゃあということで、その中で富有柿を入れられないか。当然入ってはいただけけれども、富有柿をなおかつ楽しんでもらえないか。そうしたら、太秋という柿が、どちらかというとお酒の後に合う柿だということがわかりました。それだったら、富有柿でよそに負けないようにするにはどうしたらいいか。そうしたら「発祥の地」という名前をつけよう。これで間違いないのだから、発祥の地とやったら問題は起こらないんじゃないかということで、それでふるさと納税を頑張ってみました。そうしたら34倍まで行けました。8,700万ぐらい行ったと思います。

その中にありまして、当然お肉は1番だったと思います。でも、お肉に合わせて富有柿が発注される、もしくは発祥の地ということで、これだけ全国に回っている中で、発祥地としての富有柿はどんなやつやということで注文してもらっているのかもしれませんが。そんなところから、富有柿の発注が非常に多くなりました。

そうこうしているうちに、さらにもっと売り込んでいきたいなあというつもりで、ことしやろうとしていることをちょっとここで申し上げますと、せんだって、ふるさと納税の中で、ことしから、まず返礼品の率を正確に30%守ってくれということになりました。それと同時に、使途、使い道をしっかりと文言の中にうたってくださいと。何項目めの何々で、例えば何々で

得たお金は、私どもでここ最近ちょっとやり出したのは、産学連携でやっていく行事、その中には朝日大学ということもコメントとして入れさせてもらうようにしました。

そのような中でできないかということ、特にことしから、野田さんになってから使途重視、それから返礼品30%以内に納めることということで、それで朝日大学に相談に行きまして、いろんな方々がお越しになられる、特に外の方々が学会で来られる。また、卒業なさった方々が同窓会で岐阜市内のホテルに来られる。そんなときに、東京の県人会と同じように、瑞穂が富有柿の発祥の地ということで、こういったものの中に1個だけ柿を入れさせてくださいと。これはプレゼントでうちは出しますというところで、もちろんそれは柿を誰が出してくれるかと、まだこれからやっていかなきゃいけないんですが、中に柿を入れさせていただいて、差し上げて、うちは富有柿の里ですよというところで、その中に厚かましい話ですが、本当にこれをやらないと意味がないもんですから、発祥の地ですよというしおりを入れさせてもらって、それから柿の注文書、それから柿のジャムの注文書、そういったものの注文書です。もちろん富有柿、それから太秋、両方含ませてもらって、先ほど言われました広告等も入れて、うちのまちは柿のまちですよということ売り込もうと思っております。そうしますと、柿イコール優しいまちやなあというイメージがつかれると思います。

それからもう一つ、ここにふるさと納税の申込書を入れさせてもらおうと思っております。そこまでを大学関係の方々の学会に来られる方々、それからスポーツ関係で外から試合に来られる方々、そんな方々に、特に秋は体育の時期です。そういったところから、それからまた同窓会の時期でもあるということをつかんでおりますので、ただし、個人情報にも絡んでくることです。大学のほうによろしく願いますということによっておかないといけないものですから、こういったコメントで、なおかつ朝日大学さん及び市内にある大学ということで表現させていただいた上で、ふるさと納税のほうで宣伝させていただきますということで、せっかく御了解を頂戴してきました。

それと同時に、全く同じやり方で、既にやっておられるのも一部あるかもしれませんが、ほかの県人会においては。私どもも、県人会が東京のグランドパレスで行われます。これは岐阜県の県人会で、大体会員の総数が800名ぐらいです。御参加される方は大体300名弱かなあと思っています。ですから、今度、逆に言えば、二百数十個持っていけば大きな宣伝ができます。なおかつ、そこでふるさと納税のことも当然ありますが、私たちにとってみての一種の副産物で、ふるさと納税で御寄附いただければ、それで十分元が取れるんじゃないかなあと考えておりますし、なおかつ瑞穂市というものをまた本当にいろんなところにアピールできるんじゃないかなあと考えて、そんなところでことし、これもその中の一つとしてやろうと考えております。まだそれ以外にもいろいろ考えておりますので、時間がございませんので、また後日報告したいと思います。

[ 6 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6 番（杉原克巳君） どうもありがとうございました。

本当に行政側がこれだけ積極的なサポートをしていただけるということで、本当に生産者を代表しましてお礼を申し上げます。

だから、我々の議員18人も、やっぱり富有柿のブランド戦略のトップセールスマンとして、いろんなところへ行かれまして、この富有柿の発祥の地は瑞穂市ですよということで積極的にPRしていただくということをお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、6 番 杉原克巳君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。15時45分から再開をいたします。

休憩 午後 3 時32分

再開 午後 3 時47分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

なお、本日の会議は議事の都合によりまして、あらかじめ延長いたします。

7 番の若園正博君の発言を許します。

若園正博君。

○7 番（若園正博君） 議席番号7 番、創生クラブの若園正博です。

ただいま藤橋議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

今回の質問は、河川改修、上水管の耐久について、駅前開発並びにマイナンバーカードについてを質問させていただきます。

これより質問席において質問させていただきます。

まず、河川改修の進捗状況についてお伺いさせていただきます。

我が近辺には、犀川という今年度も氾濫の危機にあった川がございます。これは森地区、新月地区、そして十八条橋までに幾つもの河川、長護寺川とかの水流が入り、氾濫という危機を迎えるわけでございます。今後、この川に対し犀川改修計画がありますか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 犀川下流域の犀川遊水地は、国の直轄事業によりまして、従前の140万トンの貯水能力が、現在では230万トンと貯水能力が1.64倍となり、犀川第3排水機場、犀川統合排水機場の整備も進みまして、治水安全度は大幅に改善されております。

この上流域につきましては県の管理になるわけですが、犀川河川改修につきましては、岐阜

土木事務所にお尋ねしたところ、順次下流から築堤護岸整備を実施しており、今年度は、JR東海道本線下流の未整備区間及び下犀川橋下流にて掘削護岸工を実施する予定であり、今後も順次上流に向かって整備していく計画とお聞きしております。

また、近年も浸水被害が発生しております美江寺地区の被害を早期に軽減するために、県では十九条橋から美江寺橋までの区間を暫定的に先行整備するとされております。これを踏まえ、今年度より、十九条橋の上流にあります十九条堰の代替施設の調整に着手されており、用水系統や作付面積等の調査が実施されています。来年度以降も引き続き調査・検討を行い、土地改良区と必要な調整を行っていくとのことでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 災害におきましては、9・12のときには、トミダヤの交差点のところでは膝下までの水がついております。よほどのことがない限りつかないんですが、大変な豪雨という、想定外という豪雨でございますが、そうしたことに見舞われることがございますので、何があっても対応できるようにしていただきたいということでございます。

過去におきましても企業の誘致が進められておりましたが、近辺の水位の氾濫ということの危険性を感じられ、企業が撤退されたということもございます。道路整備もさることながら、河川改修のほうも十分にしていただけたらと思いますが、その点につきまして、市長様よりお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） お答えいたします。

昨年9月20日、台風16号のときに、私どもの役所の者、その中で水、そして道路、そういった担当の者と回らせていただきました。一番驚きましたのは、葬儀屋さんの富士葬祭さんのすぐ横の犀川が本当に道路のところを、道路が川のように水が流れていました。そしてその下、新月のところは来ましたら田んぼが冠水という状態で、こんなことにどうしてなるのと思いましたら、何のことはない、堤防がないんですね、あそこ。本当に率直に申しまして、やはり遊水ということ柿畑及び畑、そういったもので遊水する。そして、そこに流れた水は宝江川に落としていくということで、犀川が一旦宝江川に移って、それから安八町を通過して、そしてまた犀川の遊水地場に入るという状態でございます。それ以降、早速ある程度のお金のほうもかけさせていただきまして、その水をどうするかというところで、鹿野部長のほうでかなり進めたこともやっております。

それから以降、大垣土木、そしてまた岐阜土木のほうにも要望を出しに行きまして、それなりの道筋はできつつあるかなあと思っております。本当は一刻も早くやらなければいけない次第ではございますが、少しずつどうしてもならざるを得ない部分もございますが、全くやら



ないわけじゃなしに、とにかく進めているという状態でございます。その中には、遊水地が必要だということも明らかに明示されている部分もございますので、しっかり進めていくつもりでございます。

そういったところから、あとしばらくお時間をいただきたいということと、それと同時に、今回の牛牧の排水機場の工事もこれからかかります。それから一夜城の浮き島化ですね。あそこだけは不思議なことで、今度は上流に水を送って、一夜城のところ700メートル上から長良川に落とすという方法を使っておりますので、なかなかそういった方法は普通にはないんですが、そのような方法を使ってでも、とにかく水の安全から守ろうということをやっておりますので、そういったところに対しまして、またこんなことをやったほうが、さまざまな意見が出てこようかと思いますが、今の状況ではそのように、まずは犀川遊水地事業というところで牛牧の排水機場、そして一夜城の浮き島化、これが片づきましたら、次に宝江川のほうに入ろうかなと思っておりますので、その間しばらくお待ちいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） よく見ていただき、よく理解をしていただけておると感じ取りました。財政難の折ではございますが、ぜひとも迅速なる御検討を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

引き続きまして、今回、質問の中で取り上げようかどうしようかと思いましたが、勉強会のときに、上水管からの漏水ということでお話をお伺いしました。私も議員になり始めのときに、漏水ということにつきまして、この近隣市町におきまして、新聞紙上で全国1位の漏水という記事を見たことがございます。そのときに、どういった原因で起こるのかということで、いろいろ今の総務部長とお話しをし、いろいろ勉強させていただいたわけですが、今回、広瀬環境水道部長より漏水のことについてちょっと聞かせていただきましたので、その点につきまして、詳しい内容をお聞かせいただけたらというふうに思っております。現在の状況で結構でございます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、現在の状況をお答えさせていただきます。

整備計画の進捗状況につきましてであります。重要度の高い管路としましては、平成23年度に基幹管路網更新計画を策定しまして、配水管の重要度や緊急度を踏まえ、別府、宮田、古橋の3つ水源地の連絡管路である基幹管路及び給水区域内全域において、各集落間を接続する配水管路である幹線管路がありますが、平成25年度より計画的に順次整備を進めております。

昨年度の基幹管路、幹線管路の耐震計画全延長約76キロのうち、およそ4.7キロを耐震化し

まして、耐震化率6.2%となっております。また昨年度からは、口径100ミリ以下の配水管を耐震用のポリエチレン管で施行しておりますが、そういった管路も含めると、昨年度末で配水管の市内全延長約312キロのうち、約8.4キロが耐震化され、耐震化率2.7%となっております。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 水道管にも限度があり、更新時期を迎えるところもございます。以前からもお伺いした中では、石綿管を使用した管がまだ埋まっているといった状況でございますが、そうしたところにおける改修とか、そういった漏水問題もそういったところからあるのではないかと思います、その状況についてお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 今おっしゃられたように、石綿管とかはまだございます。ただ、五百何メートルという、施工がしにくい地とかに埋設されている部分がありますので、それについては順次、昨年度から取りかかるところには取りかかろうとしております。

また、水道管の限界ということで、更新時期を迎える更新状況についてでありますけれども、地方公営企業法施行規則において、配水管の耐用年数は40年と規定されております。更新時期を迎えるものとしまして、法定耐用年数を経過した管路は昨年度末で14.2キロ、市内全延長の4.5%ありまして、更新状況としましては、昨年度に更新した管路は約1.4キロ、法定耐用年数を経過しました管路の9.9%となっております。

また、昨年度には、水道維持管理計画策定業務において、長寿命化を図るため一部の管路につきまして、厚生労働省参考資料をもとに、法定耐用年数に比べ1.25倍から最大2倍の耐用年数を瑞穂市更新基準として決めました。今年度には、水道事業経営戦略策定業務におきまして、計画期間の当初5年間について、各年次ごとの水道施設更新実施計画案を作成し、水道施設全体の計画的な耐震化を図ってまいりたいと思っております。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 議員さんにも水道に詳しい方がお見えですので、お伺いすればよろしいんですが、漏水の現状とか、漏水の原因というのは大体どういったところで多く発生するわけですか。道路の振動とか、やはりつなぎ目とか、そういったことが原因でしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） 漏水に関しまして、詳しい原因というのは究明できていないのが現状であります。恐らく古い管に対しては、漏水する確率が高いとは思っておりますけれども、そういった中につきまして、昨年度の年間配水量約602万立米に対しまして、宅内漏水が9,842立米ありました。年間配水量の約0.16%でありまして、また消火栓や公共の場所など使

用水量の把握ができない水量を想定で算定した配水量を除きますと、公道下の配水管の漏水はおおよそ128万立米と想定されまして、年間配水量の約21.2%と想定されます。

損失に対しての対策としまして、昨年度までは瑞穂市内を3区域に分割しまして、3年間かけて瑞穂市全域を漏水調査しておりましたけれども、やはりその漏水の量が多いというところもありまして、今年度は瑞穂市全域のうち、平成10年度以前に施行されました水道管を全部対象としまして漏水調査を行っております。この漏水が確認された水道管は、次年度には部分的な修繕工事、または必要に応じて路線的に改良工事を行い、有収率の向上に努めてまいりたいと思っております。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） わかりました。漏水の耐震設備、よろしくをお願いします。

それと、つけ加えではございますが、宮田地区におけます貯水槽のほうでございますが、ちょっと耐震のほうにも少し問題があるといったところを以前お伺いしておりますので、またその点も考慮して、御配慮いただけたらというふうに思っております。

続きまして、穂積駅周辺の開発についてお伺いさせていただきます。

穂積駅南口周辺では、道路整備がまずは急務の課題ではないかと思いますが、現状の計画、進捗状況をお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の計画の進捗状況についてお答えいたします。

瑞穂市JR穂積駅圏域拠点化構想を立案する際に、市民の皆様からいただいた意見の多くが道路や駅前広場に関するものでした。具体的には、道路が狭く歩道もほとんどない。人が移動しやすい空間づくりが必要といった御意見や、駅北口の駅前広場も南口のロータリーのような形にできないのか。バス・タクシー・自家用車で分けて処理してほしいといった御意見を多くいただきました。また、周辺市町からは、JR穂積駅北口にバスを乗り入れできるようにしてほしいと意見をいただいたことから、特に重要と考え、JR穂積駅圏域拠点化構想図において、機能強化をする道路や多様なモビリティゾーンなどを取り入れました。

今年度は、この構想を実現するためのロードマップに基づき、道路、交通環境の改善・整備の検討を進めております。事業を進めるためには、何よりも地域の方々の御理解と御協力を得ることが重要と考え、地域の方も参加していただいているワイワイ会議において、道路の使い方や幅などの現状を実際に現地へ赴き、調査などを行って現状を把握しながら、どうあるべきかなどの議論を進めているところでございます。

今後は、このワイワイ会議での議論を踏まえたまちづくり計画の素案を12月に地元へ示し、地元のほうから御意見を頂戴いたしたいと考えておるところでございます。

[ 7 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 非常に道路ということに対しても、住民の一人一人の理解を得ねばならない事業だと思っております。

その中で、私が耳にしたところによりますと、駅南周辺の施設で移転を検討されている建物があると聞いておりますが、その点につきまして把握されておられますか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 瑞穂市 J R 穂積駅圏域拠点化構想に基づき、平成32年度までにおける短期の総合戦略として、できることから徐々に実施し、地域及び圏域のかかわる方々に、駅周辺が変わるかもという認知・理解を広げていくことを目標に現在進めておるところでございます。

このようなことから、市に対し、建物の移転を検討しているが、駅周辺はどのようになるのかといった御意見や、移転することに協力するので、どのようになるのか教えてほしいという御意見をお店や市民の方々からいただいております。

[ 7 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） そうやって希望を出され、やはり広いスペース、施設が必要かと思えますので、その点について早期に着手していくべきではないかというふうに思っております。

私が把握しておる場所は、J A ぎふ穂積支店でございますが、その点の開発について、市長様にお伺いさせていただきます。

この点を踏まえ、了解をし、また開発には本当に必要な場所ではないかというふうに我々も思っておりますが、市長様の御意見をお伺いさせていただきますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） せんだって私どもの鹿野部長、そして副市長、それから藤井政策企画監ですね、J A ぎふの本部のほうへ行ってまいりました。そちらのほうで前向きにいいですよという御回答を頂戴しました。実際問題は、駐車場のほうはかなりの収益を上げておられますので、なかなか本当にもったいないなあという気持ちを持ちながらも、地元の穂積農協がオーケーであれば、私どもは賛成いたしますということで、また今度、穂積農協のほうでございますが、こちらの支所のほうも移転を前向きに考えるから、ここはあけてあげるからということは聞いております。ですから、私たちにとってみたら非常に大きな面積がございますので、この計画が大きく前へ前へと前進できたんじゃないかなということは理解しております。本当にありがたいと思っております。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 市長から、今そうして進めておるといってお話を聞かせていただきました。市長、執行部、穂積駅の拠点化構想が成功に終わるように望んでおりますので、よりよいものをつくっていただけますよう、執行部の皆さんもよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

引き続きまして、次の質問でございますが、マイナンバーについてお伺ひさせていただきます。

マイナンバーカードは、今から4年前の平成25年に行政手続における特定の個人を認識する法律、いわゆる番号法の法律の成立を受け、さまざまな意見が錯綜する中、国民一人一人に番号が渡され、平成28年1月からカードが交付されました。現在も市民に交付されていますが、交付状況についてお尋ねさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） それでは、ただいまの若園正博議員のマイナンバーの交付状況について報告をさせていただきます。

最新の情報というところで、平成29年8月末、先月末現在の交付状況等につきまして御報告をさせていただきます。

4,164人の方に交付済みでございます。交付率が7.7%、全人口に占める割合ということで、7.7%でございます。なお、交付申請から実際に交付されるまでには、国や地方公共団体で共同で設立しております地方公共団体情報システム機構、通称J-LISとっておりますが、このJ-LISでのカード作成などに時間を要しているため日数がかかっているというところで、実際には、交付の申請をしていただいてから交付をするまでに1カ月程度かかっております。

今現在というか、8月末現在の交付申請の状況についても一緒に御報告させていただきますと、申請者は5,096人で、申請者数の率としては9.4%ということになっております。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 今の交付状況からすると、そんなにカードは普及しているとは考えられません。

マイナンバーの利便性について、市民は知らない人が多いはずですが。市民に向けて、今後どのように周知をしていくのか、お尋ねさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 個人番号カードの利便性という点では、平成29年2月1日よりコンビニ交付サービスを開始しており、1月号の広報みずほや瑞穂市ホームページにおいて周知を

図り、マイナンバーカード交付時の説明時に、あるいは市民センターで夜間、証明書等の交付申請をされる方がございますが、その受け付け時にチラシを配付させていただいて周知を図っているところでございます。

また、本年度は2カ月に1回程度、日曜交付日を設けておりまして、この日曜交付をしているよということにつきましても、広報みずほや市のホームページにてお知らせをしておるところでございます。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） マイナンバーの導入ということは、自分たちの運転免許証がわりとか、身分証明書がわりの提出書類などの省略ということで非常に利便性が高いと思われれます。

先ほども答弁の中にございましたコンビニにおける住民票、印鑑証明の交付が行われることで、国ではマイナンバー制度を利用し、国民生活の利便性向上ということで、マイナンバー制度の活用方針が示されております。

ここに9月20日の新聞でございますが、法務省が戸籍事務マイナンバーということで、パスポートの省略化でマイナンバーを活用していくというような記事も載っております。

社会において、マイナンバーについてはいろんなポイント制も企画されております。この分野でいいますと、マイキープラットフォームというシステムがございますが、あえてここで難しい名前を使わないで簡単に説明させていただきますと、こうした経済発展のためにしていくのは、JALマイレージカード、JALのカードもマイナンバーカードに集約できる利便性をとるといようなことも総務省のほうで打ち出されておりますが、私の今回の質問の中でお伺いさせていただきたいのは、マイナンバーカードを利用して受ける利便性はいろいろな証明書の受け取り、子育て支援、住宅移転、死亡届などにかかわるワンステップサービスという意味でマイナンバーを活用していけないかということでお尋ねするわけでございます。

ここで、ちょっとワンステップサービス、マイポータルサービスでございますが、この辺についてちょっとだけ説明いただけましたら、お願いいたします。簡単にわかりやすく。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 今、ワンステップではなく、訂正をさせていただきますと、ワンストップですね。それから、マイナポータルということになります。マイナポータルというのは、政府が運営しておりますオンラインサービスでございます。これを地方公共団体が活用しまして、子育てに関するお知らせですとか、あるいは児童手当の手続、あるいは保育所の手続、母子保健の手続など、オンラインでできるようにしたいということで整備をされているサービスでございます。

政府のマイナポータルの運用スケジュールによりますと、この7月に試験運用に入っている

というふうに示されております。市としましては、まだ子育てワンストップなど、そういった利便性のあることは存じますけれども、なかなか利活用に関して今後の課題ということで捉えさせていただいております。

もう一つ、マイナンバーカードには、先ほど申しましたコンビニ交付サービスがございます。瑞穂市の現状としては、この通称コンビニ交付サービスということで、本年2月1日より、全国で指定をされておりますコンビニエンスストアで住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明、課税証明、あるいは戸籍謄本・抄本、それから戸籍の附票の写しなどを交付するサービスを行っております。これにつきましては、夜間であったり早朝であったり多少制限がございますけれども、かなり利便性の高い、私も試しに一度コンビニで交付を受けてまいりましたが、比較的易しい操作で証明書等を交付できるというところで、全国のコンビニエンスストアというところでは、市内にはローソンですとか、サークルKサンクス、それからセブンイレブン、ミニストップ、ファミリーマートなどというところで、おおむね有名なコンビニエンスストアでは全て使用が可能というところがございます。こういったサービスを、とりあえず今のところ市としては、マイナンバーカードを利用したサービスというところでは行わせていただいております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） どうも失礼いたしました。ワンストップサービスですね。

それにつけ加えまして、実は私もこんな使い方ができないかということで一つ要望させていただきたいんですが、ちょっとここで総務部長にお伺いしたいんですが、避難所開設におきまして、医師会、保健師、薬剤師などと提携がとれており、24時間内に避難所のほうに配備をされるといったお話を聞きましたが、実際に瑞穂市でもそのような配備はされるわけでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの災害時における避難所の薬剤師等との連携でございますが、市では災害に備え、さまざまな企業や団体と応援協定を締結しております。災害発生時には、物資の供給や役務の提供を要請することとしています。その取り組みの中で、平成17年6月にもとす医師会、平成17年12月にもとす歯科医師会、平成26年7月にもとす薬剤師会と災害時応援協定を締結しております。もとす医師会と締結した災害時の医療救護に関する協定においては、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、もとす医師会へ医療救護活動の要請をすることとし、災害現場等の救護所等に医療救護班を派遣するものとしています。この医療救護班は、傷病者に対する選別、傷病者に対する応急処置及び必要な医療、助産、収容医療機関への転送の要否及び順位の決定などの業務を行います。

また、もとす薬剤師会と締結した災害時の医療救護活動等に関する協定においては、災害救

助法及び瑞穂市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合には、もとす薬剤師会へ薬剤師の派遣を要請することとし、薬剤師班を救護所、避難所、医薬品等の集積場所等に派遣するものとしています。薬剤師は、救護所、避難所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導、救護所、避難所、医薬品等の集積場所等における医薬品等の管理及び供給、避難所の衛生管理などの業務を行います。

なお、毎年開催しております瑞穂市防災訓練においても、もとす医師会、もとす歯科医師会、もとす薬剤師会へ参加をお願いしており、もとす医師会には救護所でのトリアージの説明など、訓練を実施していただいています。今後も、協定の内容を随時確認しながら連携に努めてまいりたいと考えております。

[ 7 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） よく理解できました。

これとマイナンバーと一体何が共通点があるかということでございますが、実は、以前、医薬分業ということで、お医者さん、そしてお医者さんから処方箋をいただき、お薬屋さんへ行ってお薬をいただくというところがございます。そのところに、お薬手帳というのが多分発行されております。そのときに何が起きたかといいますと、阪神大震災のときに避難された方々が、お医者さんも見え、薬剤師も見えた中に、さあ、あなたのお薬は何を飲んでみえますかということになったら、さっぱりわからない。病名はわかります。糖尿病、高血圧ぐらいはわかりますが、そこで処方されているお薬は何ですかと聞かれたときに、自分で答えることができなかったということで、その意味を踏まえ、お薬手帳も発行されたというふうにお伺いしております。

また、こんなことを言うてはなんですが、議員さんに非常にお薬に詳しい方もお見えでございますので、お伺いさせていただきましたら、糖尿病におきましていろいろな種類のお薬が処方されておられます。各個人個人に違うお薬が処方されておられますが、そういった中で、果たして本当に自分が処方していただいているお薬がわかるのでしょうかということですが、こういった自分の病名、お薬をマイナンバーの中に入れ込むことができるのではないかなというようにお話を聞きましたが、そういった点についてどのようにお思いですか。お考えをお聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） まず、マイナンバーの利用方法の一つとして、これは政府が出しております計画の中にうたわれておるわけでございますけれども、医療情報カードとしての活用についてもうたわれております。

政府の発表によりますと、「医療等分野における番号制度の導入」の項目で、マイナンバー



カードで医療機関の窓口での医療保険の資格確認ができるオンライン資格確認の仕組みを構築し、さらに、病院・診療所間の患者情報の共有や医学研究でのデータ管理などに利用可能な番号の検討、導入を図ると示されております。

将来的には医療情報カードとして、また診察券のかわりとして、そういったデータをマイナンバーカードに保存し、利活用されるというところが推測されるところでございますけれども、今のところ、そういう情報を得ているというところで、市としてはこれも一つの検討課題ということで捉えているところでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） マイナンバーカードの利用については条例で定めていただき、また国民健康保険の一本化も考えられます。また図書カード、ポイントカードの幅広い活用もできると聞いております。今後もマイナンバーカード、ICチップの領域に各自自治体が独自性を出してアプリケーションを登録し、さまざまなカードの機能が使えるようにしてはいかがでしょうか。そうした条例を定め、そしてよりよい活用ができることを市ではどのようにお考えですか。市長様にお尋ねさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） ちょうどこの医療情報カードということで、マイナンバーカード、この中で、岐阜市でやっておられますメディカカードというもの、今から2年半前、選挙のときに私のマニフェストにも入れさせていただいたんです。とにかくメディカカードで何とか透析の方々に安心して生活できるようにできないかと、各救急車に備えていかれるからということで前提に考えてみたんですが、このマイナンバーカードの中に医療情報を組み入れられるというところで、それじゃあということで、この岐阜市中心でやっていますメディカカードに対しては、ちょっとやめておこうかなと思った次第だったんですが、ところが、マイナンバーカードの普及がちっとも進んでいかないんですね。本当にこれまだ、よく9.4%まで来たと思います。8%台でじわりじわりとちっとも進まなくて、やっと9.4というところでございますので、こんなところにありますして、今度、来年4月から消防のほうが広域化されます。瑞穂市、そして岐阜市、この単位の中に山県市、本巣市、それから北方町さんが入ってきまして、今度メディカカードというところへ、ちょっと医療情報カードということで話を戻させていただきます。

その中にいきますと、読み取り機が各救急車の中に入っております。それと同時に、簡単に申しましたら、読み取りも当然ですが、やはり透析の方々にとってみたら、救急車に乗る手前まで行ったとしても、非常にやっぱり何かの災害に遭ったときは大事な部分になってきます。そんな中にありまして、消防が広域化される。それで、山県市内に走っている救急車にも当然これは読み取り機が入るわけですね。そうしたら、このマイナンバーの普及を待っていても何

ともならないんじゃないかと。そうした医療情報カードということで、もう一回考え方をもとに戻して、お金は当然また別個には要るんですが、ちょっと研究してみる必要があるんじゃないかなと。そうならば、今回の中枢都市のこともまさに生きてくるんじゃないかなとも思いますし、なおかつ、せんだってこんなこともございました。ちょっと話が長くなるのを許してください。

せんだって、県民ミュージカルというのがありました。ぎふ清流プラザでとり行いまして、身体障害の方々のために、あそこは仮設の客席なんですね。ですから、身体障害の方々が高椅子で前のほうをほとんど使えるようにして、使われました。そして、そこで演奏なさった曲自体は、本当にお体が上半身しかない方が作曲か作詞かどちらかなさいました。それで、その曲をピアノで弾かれた方は、本当に子供さんの大きさと成長が阻害されちゃっているのかもしれない、その方が一生懸命、本当に残った指で演奏されました。本当に涙が出るような演奏会でした。

ところが、そこでふと思ったのが、その平板なところに高椅子が何台も並んでおります。ここで災害が起こったときに、本当にここで医療情報カードがなかったら、果たしてどのようになるのか。やはり400名近くの方々がおられて、それぞれが病を持っていると仮にしましょう。そうしたら、やはり医療情報カードが本当に必要じゃないかなと思いました。だから、そういったところから、私自身、マイナンバーカードの普及というのをずうっと待ってきたんですけども、やはり消防が広域化される、それと同時に、やはりそういったどこで何が起こるか分からない。そんな中で、病に対して、またけが、特に身体に障害のあるの方々に対して、そういった医療情報、しっかりとかかりつけのところ、それと同時にそのお体がどんな状態なのか、ある程度明確にできるようなカードがあればということを再認識した次第でございます。

そういったところからも、このマイナンバーカードがもっと普及してもらいたいし、なおかつ、そこに医療情報が入れるんだったら入れられるということで、もっと正確に広めるべきだと思います。そして、それができないのであれば、メディカカードというところで、やはり一つ私自身、選挙のマニフェストに含んだことでもございますから、もう一度考え直してみたいなあとと思っている状況でございます。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 先ほど私も御説明させていただいた中で、ちょっと補足的にもう一つ説明したいことがございましたので、よろしくお願ひします。

まず、先ほど若園正博議員のほうから、条例で定める必要があるということで御紹介がございました。全くそのとおりでございまして、それとまずICチップの記憶される情報の概要を申し上げますと、3種類ございます。まず、個人番号カードに書いてある記載情報を記憶する部分、それから公的認証サービスの機能、要は電子証明と言われる部分ですけれども、それに

使われる部分、それから、その空き領域を利用しました部分ということで、カードアプリ等を登載する部分、これを使いやすくするシステムとして、先ほど言われましたマイキープラットフォームというのが、そういった後から搭載するアプリを上手に組み合わせで使えるような操作ができるということと、それから公的認証の中でマイナポータルというようなところが使えと。それぞれ法律で定めがございまして、空き領域を使うためには、いわゆる番号法の18条に規定がございまして、法律に基づき条例で定める必要があるということを御紹介させていただきます。ありがとうございました。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 今回の質問の中で、本当に利便性、先ほどのメディカカードが優先されるのか、マイナンバーカードを活用したほうがいいのか、いろいろあると思います。災害だけではございません。旅先でも自分に何が起きるかわからない、身を守るところに、マイナンバーカードに記載されておれば、ある程度自分の命も守れるようなところもあると思います。

しかし反面、非常に重要なのは個人情報でございます。この個人情報というところで管理体制を万全にしてもらいながら利便性を図っていただきたいということが願いでございますので、これをもって質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、7番の若園正博君の質問は終わりました。

これより11番 清水治君の発言を許します。

清水治君。

○11番（清水 治君） 議席番号11番、瑞清クラブの清水治です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最後の質問者ということで、大変皆さんもお疲れとは思いますが、もう少しおつき合いをお願いしたいなあというふうに思います。

また、傍聴者の方、最後まで傍聴いただき本当にありがとうございます。

今回の質問事項は、南ふれあい広場と西側の未利用地についてと、市の公有地取得についてを質問させていただきたいなというふうに思います。

これよりは質問席にて質問いたしますので、よろしく願いいたします。

南ふれあい広場と西側の未利用地については、今まで平成22年3月議会、そして平成23年9月議会においていろいろ質問をさせていただきました。平成22年3月議会では、この南ふれあい広場と西側の未利用地の本来の用地取得の目的は、旧巢南町の時代に、南地区のまちづくり計画を策定して、この一面を学校用地として定め、住宅地などの開発を抑制して、順次用地の取得を進めていきたいとの答弁でした。また、用地の取得状況については、平成14年、平成15年、そして平成17年、平成18年、最後に平成21年と順次取得をして、残り1区画となり、所有

者の方には、今後土地取得に御理解いただけるよう交渉を進めていくとのことでしたが、いまだに土地の取得ができていないようですが、現在この用地取得の交渉状況はどのようになっているのか、また交渉自体はもう今は行われていないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 今御指摘のございました土地について、前の教育次長さん、高田さんのほうからもいろんなお勧めがございまして、とにかくその土地の近所で新しい土地も見つきましたから、そちらのほうに代がえということで何とかなるんじゃないかなというアドバイスも頂戴しておりますので、そういったところから話を今進めておりますので、そんなに遠からんうちに、ほかの西、そして中、こちらの公園と大体同じようなレイアウトでやっていけるんじゃないかなという、大体そんな情報を得ておりますので、この議会の終了後、即座に一遍そういったところで話を持っていってみようかなと思っておりますので、とにかく前向きに、西、そして中、こちらのほうはほとんど公園の整備が終わっておりますので、大きくおくらせております南のことにつきましては、そんなところで前向きにやっていきたいと思っておりますので、御理解くださいませ。よろしく願いいたします。

〔11番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） もともこの用地取得の目的というのは、旧巢南町時代の南地区、要は市街化のまちづくりの計画の中で学校用地として取得をしていきたいということで取得をされてきたと思うんですね。ですから、恐らく収用化でやられていると思うんですね。この最後に土地を買われたのが平成21年、もうそれから8年もずうっとそのままになっておるということで、普通こういう収用なんかでなかなか話ができないときには、収用委員会なんかにかけて、この収用及び使用を求める裁決申請があるということを知ったんですけど、なぜ今までこういうことがされなかったのか、もしお答えができるなら教えていただきたいなあというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の御質問の収用及び使用を求める裁決申請を行うことについてということでございます。

土地収用法について、ちょっと御説明をさせていただきます。

御存じのように、土地収用制度は各種公共の利益となる事業の用に供するというための土地を必要とする場合、土地所有者の意思に反しても、正当な補償を支払って強制的にその土地を取得するというを可能とする制度でございます。この制度の根拠は、憲法第29条第3項により、私有財産は正当な補償のもとに、これを公共のために用いることができると規定しておりまして、公共の利益となる場合は、正当な補償を支払って、私有財産を公共に用するという

ことができるという旨を定めております。

そこで、この制度を利用するためには、土地収用法第20条の事業認定を受け、その後、収用委員会にて裁決の申請を行い、事業を進める必要がありますが、この制度の大きなメリットとしては、土地所有者は租税特別措置法第33条や第33条の4の特例が受けられ、5,000万円まで譲渡所得の特別控除や代替資産を取得した場合の課税の特例を受けることができるということです。

起業者側において、この場合は、今回瑞穂市になるんですけれども、土地収用法のもとで強制的にその土地を取得することができるため、事業を効率よく進めることができるということになっています。

ただ今回のところは、土地所有者の理解においてちょっと難航しております。土地の引き渡しをしない場合というのも考えられます。収用委員会で十分な審理を重ね、裁決が行われた以上、最終的には強制収用ということになりますけれども、そうしたことになりますと、譲渡所得の特例が受けられなくなることや強制収用に係る費用等の請求が発生するというおそれがありますので、土地所有者に関しましては不利益をこうむるということで、慎重に、周りのことでもあります、近隣のことでもありますので、検討するという必要があると思います。

また、事業認定を受けるためには、土地収用法第20条の4項の要件にて全て該当する条件となっております。かなり厳しくなっております。事業が、土地収用法第3条の1に掲げるものと決まった事業がございます。そこに当てはまっているか、起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であることといろいろ書いてあります。事業計画が、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること、土地を収用し、または使用する公益上の必要があることとなりまして、事業認可庁である岐阜県のほうで認定申請し、当該事業が高い公益性を有して、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることを審査し、土地等の収用が必要であるか判断してからの認定となるため、現実的にはかなり厳しいハードルだと考えております。

過去に買取させていただいた方々がお見えになります。公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法での取得のため、前述の所得税の特例は1,500万円までの控除となります。過去の地権者との不公平も生じることとなりますため、今後も粘り強く交渉していくという考えを持っております。よろしく願いいたします。

〔11番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） 今のお話を聞いておると、ここはそうすると、公拡法で買われてきたということでよかったんですかね、収用法ではなしに。どちらでやってみえたのか。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 公拡法で、特例としては1,500万円までの控除ということで進めてきたということでもあります。

[11番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） 後でまた、その辺については質問しますけれども、要は、収用法と公拡法の違いというのは今お話しされましたけれども、要はこれだけの土地を買っていく、要するに学校用地ということで目的をきちっと決めた中で動いてみえるんだったら、この収用法も適用ができるんじゃないかなと思うんですけど、公拡法でやられたということは、公拡法も4条、5条、また後で質問しますが、その中でやられてきたということですので、地主さんのほうにきちっと交渉していただいて、またやっていただきたいなあというふうに思っております。

また、前回の答弁では、なかなか今買えないということで、全部一遍に利用できなくても、順次利用できるように整備を行っていきたいということを考えているという回答をいただいておりますけれども、現状としてはそのまま、ふれあい広場の西側の未利用地については、たまに南小学校の行事なんかの臨時駐車場として利用するくらいで、余り整備が進んでいないんですけども、教育委員会としては、今後ここをどのような形にしていきたいなあという計画を持ってみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今後の整備の計画でございますけれども、総合計画の人口推計を見ますと、南小学校区における14歳以下の人口の減少、5年単位ではありますが、平成31年度をピークに徐々に減少していくという推計が出ています。小学校と南ふれあい広場を含めた西側の未利用地のあり方について、今後よく検討する必要があるとは思っています。

児童のほうが増加するのであれば、学校等の教育施設の増設に伴う土地利用によるグラウンド、あそこ南小は狭いんですよ、グラウンドが。手狭になるため、南ふれあい広場を含めた学校用地確保のための整備計画をする。もしくは、減少になれば、学校等の教育施設の容量が十分となることにより、今少し再度検討するということで見直す時期ではないかなあというふうに思っております。

南ふれあい広場は、西・中ふれあい広場に比べるとグラウンドがないことや小学校のグラウンドが狭いため、運動会や地域の行事において使い勝手が悪いということもありまして、コミュニティや防災の拠点としての広場の拡張整備計画を策定するのか検討していく必要があると思っております。

やはり今、大変人口的な移動が多くございますので、南小学校ですからふえてくるというのか、それとも人口推計と一緒に減るという見きわめが非常に難しいという状況になっています。

また、その辺の推計もとりながら考えていきたいと今進めているところでございます。人口動態ですとか、地域との連携を考えながら、南小学校区の地域の皆さんと一緒に、地域に合った整備計画を策定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[11番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） 今のお話を聞いておると、今までの計画から少し変わるというような形で落ちつく、これ収用ですと、なかなかその目的を変えるというのは難しいかなと思うんですけど、公拡法で買ってみえるということですので、そういうこともできるのかなというふうに思っています。

ただ、なかなか今の市長さんでないと、ここの土地はうまいこといかんのじゃないかなというふうに思っていますので、早急に御理解をいただいて、整備を進めていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、次にこの市の公有地取得についてお聞きをしたいと思います。

都市計画のマスタープランによる将来のまちづくりで、土地利用の方針や土地施設の整備の方針など、市が目指すべきまちの方向性を考えるに当たり、大きくかかわってきますのが公有地の取得だと思います。市が公有地を取得する場合には、先ほどからお話が出ております公有地の拡大の推進に関する法律、要は公拡法と、公共事業などを行う際に必要となる土地を取得するための制度が土地収用制度などがあります。

瑞穂市は、今までいろいろと公有地を取得されてきたと思いますが、今までに収用制度で取得された用地と公拡法で取得された用地があると思いますが、この用地取得に関しては、その取得目的により、管轄する部により取得の手續をされると聞きましたが、この収用制度と公拡法など、取得する方法をどのように仕分けし整理されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 土地収用法の対象となる事業は、土地収用法第3条に規定されている事業の中で、その事業の計画性、それから事業地の位置、区域が明確にされた上で土地取得を行う場合でございます。

先ほどから繰り返しておりますように、私有財産権を制限してでも公共の用に供する利益がまさる事業の場合、その事業を成立させる用地が一つでも欠けるとその事業が成り立たない、そういうおそれが生じる場合は、あらかじめその手だてを打っていくというものでございます。

一方、公拡法の規定によります土地の取得につきましては、都市計画区域内において、土地所有者からの申し出により、その土地が公共施設整備に必要な土地である場合、その土地の先行取得を行うものとしています。どちらかといいますと、市の計画に対しまして、少し融通がきく土地の取得法だというふうに思っております。

[11番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） この公有地の拡大の推進に関する法律、要は公拡法に基づく届け出及び申し出について、この法律は、都市計画区域内などの土地について先買い制度を活用することにより、公有地の計画的な拡大の推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉を増進しようとするものです。この法律による先買い制度は、都市計画区域内などにおいて一定の土地の売買が行われる場合に、土地の所有者に届け出義務を一定期間の譲渡制限期間を課して、地方公共団体等にその情報を提供させ、民間取引に優先して公共用途のため土地の取得機会を確保することを意図としたものです。

公拡法では、第5条、要は土地の買い取り希望を申し出ることが5条ですけど、この土地所有者が地方公共団体に土地の買い取りを申し出ることにより協議されますが、この公拡法第4条というのは、これは土地の有償譲渡の届け出については、地方公共団体が都市計画施設の区域内や道路の区域、都市公園を設置すべき区域など、届け出をする区域を指定する必要があると思いますが、今後、穂積庁舎及び総合センター周辺の駐車場の不足とか、牛牧小学校のグラウンド整備など、計画性を持って進める必要があると思いますが、こういった第4条に関しての考え方というのはどのような考えを持ってみえるか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 公拡法の第4条第1項の適用を受けて行う事業は、その位置、区域、計画内容が決定された公共施設整備に必要な土地の先行取得事業で、そのため一定面積以上の民間取引が生じた場合に、その届け出により、公共施設整備に必要な土地の取得の有無を判断する手続をすることになるわけですが、その前提としてあるものは、公共施設の位置、区域や計画内容に適格性・妥当性が必要であり、任意にその位置、区域、計画が変更されるものであってはならないと思っております。公共用地の土地取得の上では、代がえ性がなく、そこでしかない適格性を見きわめる必要がありますが、ケースによっては目的を達成するために必要な土地取得に弾力性を持たせる意味合いもあり、このような事例が少ないのが現状であろうかとは思っています。

市にとって、都市施設の根幹にかかわる施設整備に当たっては、議員がおっしゃいますように、その計画が対外的にもオーソライズされたものであることが重要であると思っております。

[11番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） 今、公拡法のお話をさせてもらっておったんですけど、あと、土地収用法ですね。先ほども出ました第3条、収用適格事業ということで、今までにこの事業認定を受けた中の土地収用法で取得された用地というのはありますか。



○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今までの事例ということで、事業認定を受けて用地を取得した公共施設は、平成8年度にその手続を実施しました瑞穂市の図書館本館、それから美来の森リサイクルセンター、牛牧北部防災コミュニティセンター、平成18年度の本田コミュニティセンター、平成26年度の瑞穂市教育支援センターの5件となっております。

〔11番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） この土地収用法というんですか、これの収用適格事業ということで、事業認定を受けなくても租税特別措置法の特例が受けられる場合があるということ調べたらあるんですけども、それ以外の収用というのか、それで買ってみえるのは、恐らくこの事業認定を受けなくても租税特別措置法の特例が受けられる場合という形の中で取得されていると思うんですね。

ただ、その中で（仮称）中山道大月多目的広場の用地取得、これがそういった収用制度とか、公拡法というのは都市計画内ということですので、適用されないと思うんですけども、なぜこの特例が受けられなかったのか、その理由をもしあれでしたらお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） おっしゃるとおり、まず公拡法については、都市計画区域に所在している土地ということになるので、当該多目的広場用地は、都市計画区域に存在している土地ではないため公拡法の適用はありませんということでございます。おっしゃるとおりでございます。

次に、土地収用法の適用でございますけれども、土地収用法を適用させるためには事業認定を受ける必要が当然あります。収用制度とは、権利者に正当な補償をした上で、強制的に土地を取得し使用するというのできる制度でございます。事業認定の要件も非常に厳しくなっております。大月多目的広場の用地取得については、土地の適正かつ合理的な利用や、収用または使用する公益上の必要性などの面で、当時から要件を満たさなかったものと考えておいて、今に至っているというふうに理解しております。

〔11番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） その認定を受けるといのは大変難しいということですけど、先ほども言いましたように、この認定を受けなくても、この特例が受けられるというのがあるということで、その中に該当しなかったという理解でいいんですかね。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 土地収用法の第3条の中に、都市公園というような位置づけが、その収用法の適格事業になっておりますけれども、位置づけとして、大月多目的広場がその都市公園の位置づけがないというところで、土地収用法が使用できなかったというふうに解釈しております。

〔11番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） 市が公共施設の拡大や公共事業等により土地を取得する場合は、事業計画をしっかりと立てて、必要と思われる土地を取得していくことが本当に大切だなあとというふうに思うんですけれども、なぜかという、この土地所有者の大切な土地を譲っていただくということから、租税特別措置法による譲渡所得の特別控除、そういったものが利用できるように考えていくというのは必要ではないかなというふうに思います。

本当にこの（仮称）中山道大月多目的広場のように、土地の取得が開始されてから、要は買いかねるといふあれが進んでしまってから、この事業計画、どういう計画を立てるかとか、要は、そういうものさえ先に立てておけば、そういった租税の特別控除が受けられたということになると思うんですよね。それがなしに買って行ってしまったということが、一つは大きなミスではないかなあというふうに思います。大切な土地を協力していただいた土地所有者に、本当に大変申しわけないなあというふうに思います。土地取得に関しては、協力していただいた土地所有者に不平等にならないように、要は、片や収用とかそういった公法なんかで取得して特別控除を受けてみえるところもあれば、このように、もう全然そういったものも受けられずに税金も払ってみえるというような、そういった不平等にならないようにしっかりと計画を立てて、今後土地取得のほうをお願いしていきたいなあというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいなあと思います。

最後に、市長に、これについてどういうふうに思ってみえるかお聞きして終わりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） ちょうど駅のほうもJR穂積駅拠点化事業ということで、まさにこの土地をどのようにこれからやっていったらいいかというところで、今洗い直しで、公法、それから土地収用法、そしてまた土地開発公社、この3つをどのようにこれから活用していくかということで、今、一番大事な勉強をしなきゃならないところに来ておりますので、今ちょうど大月のことを話していただきましたが、まさにそういったミスがないように、しっかりと今までのことを生かしながらJR穂積駅拠点化事業をやっていきたいと思っておりますので、きょうは本当に御質問ありがとうございます。我々も、本当にもう一度過去に戻ってしっかりと考えるチャンスをくれたんじゃないかなと思っております。どうもありがとうございました。

[11番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 清水治君。

○11番（清水 治君） それでは、しっかり計画を立てて、そういう取得を行っていただくことをお願いしまして私の一般質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） これで、11番の清水治君の質問は終わりました。

---

#### 散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で、本日予定しておりました一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後5時03分

